

研究通信

No.166

1991年9月30日刊
村落社会研究会
事務局
同志社大学人文科学研究所
庄司俊作
京都市上京区今出川通烏丸東入ル
TEL.075-251-3957

第三九回村落社会研究会大会プログラム

第一日(一〇月一日)午前九時開会

自由報告(報告二五分・質疑一〇分)

① 堀口 貞幸(九:〇〇)~九:三五

「信州伊那の御館被官制について」

② 中澤進之右(九:三五)~一〇:二〇

「農山村親子の郷里への帰属意識に関する実証的研究」

——長野県南佐久郡過疎三町村における事例分析——

③ 小内 純子(一〇:一〇)~一〇:四五

「戦後農政の展開と北海道稲作中核地帯における農民層の主体的対応の変化」

④ 鷹田和喜三(一〇:四五)~一一:二〇

「移住漁民の講集団の形成と母漁村の文化的背景の比較考察」

——釧路市の日枝講・善友講の事例——

⑤ 小林 公能(一一:二〇)~一一:五五

「地域農業振興格差の分析」

⑥ 徳野 貞雄(一一:五五)~一二:三〇

「混住化社会の分析枠組」

昼食 一二:三〇~一三:三〇(運営委員会)

⑦ 木下 英司(一三:三〇)~一四:〇五

「旧中国農村・家族再考」

——青浦県徐洋郷旧康家橋の事例——

特別自由報告

王 仁權(一四:〇五)~一四:五〇

「韓国農家主婦の地位変化要因」

休憩 一四:〇〇~一五:〇〇

課題報告(報告四〇分・質疑一〇分)

「日本農業・農村研究の課題を求めて」

——家族経営危機の国際比較:環境問題・農業危機・集落機能の接点としての家族経営危機——

△司会▽安孫子麟・長谷川昭彦・松田苑子

北原 淳宿題委員長

共通課題主旨説明(一五:〇〇)~一五:二〇

① 磯辺 俊彦(一五:二〇)~一六:一〇

「家族制農業の存在構造——現代の危機を考える——」

② 高山 隆三(一六:一〇)~一七:〇〇

「ECの農業政策」

総会 一七:〇〇)~一八:〇〇

懇親会 一八:三〇)

第二日(二〇月二一日)午前九時開会

③ 河村 能夫(九〇〇〇)九二五〇

「アメリカ合衆国における農業企業化と地域社会の福祉」

④ 李 成鎔(九二五〇)一〇二四〇

「韓国農業における家族経営の危機」

⑤ 佐藤 康行(一〇二四〇)一一三三〇

「北タイ農村における農業経営の変容」

休憩 一一三三〇～一一四四五

宿題委員会・地区研究会報告 一一四五～一二三三〇

昼食 一二三三〇～一二三三〇(運営委員会)

共同討議 一二三三〇～一六三三〇

閉会 午後四時三〇分

第三九回村落社会研究会大会要項

① 日時 一九九一年一〇月二〇日(木)午前九時から
一〇月二一日(金)午後四時三〇分まで

② 会場 榑川村福祉会館
(中央線木曾平沢駅下車徒歩十分榑川村役場隣り)
〒三九九一六三 木曾郡榑川村大字平沢
☎ 〇二六四一三四一三〇〇一

③ 会費 大会参加費 二、〇〇〇円
宿泊費 七、三〇〇円(一泊二食付き)
懇親会費 四、〇〇〇円
昼食代 八〇〇円

④ 取消 取消は一〇月四日までにご連絡ください。その後の取消については違約金をもらい受けることがあります。

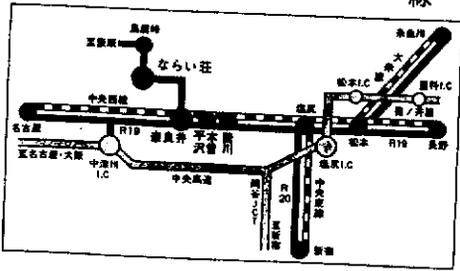
⑤ 連絡先 大会事務局 信州大学・黒崎八洲次良
〒三六〇 松本市旭三一一一

又は 〒三九九一八二 長野県安曇郡豊科町高家五二二一
八四

⑥ 交通 榑川村保養センターならい荘 ☎ 〇二六四一三四一三三〇
中央西線奈良井駅(特急停止せず)
大会会場の福祉会館へは送迎バス利用

・JR 東京から 中央本線―中央西線
三時間三十分
名古屋から中央西線 二時間
大阪から 新幹線―中央西線
三時間三十分

・車 東京から 中央高速塩尻IC經由
国道19号線 二時間二十分
名古屋から中央高速中津川IC
国道19号線 二時間三十分



自由報告

信州伊那の御館被官制について

堀口 貞幸

信州伊那の御館被官制の残る村については、戦前、小林平左衛門・有賀喜左衛門・古島敏雄氏等の研究で知られているが、その資料などの発見もすすみ、その実態はよりあきらかになったかと思われる。小林氏は、上伊那郡南向村（現中川村大草）の御館・被官制について、戦前までの規模をあきらかにされているが（小林平左衛門『日本農業史の研究』）、この地区は、上下伊那谷を通じて多く残された地域であり、又、百町歩地主の多い地帯として知られている。古島氏は、中川村の奥の下伊那郡大鹿村の歴史文書（前島家文書）より、農業制度として御館被官制をとり扱われた（同氏著『近世日本農業の構造』）が、これを社会制度として有賀喜左衛門氏が批判されている（同氏著『日本家族制度と小作制度』）。戦後、地元の資料発見などの作業もあり、研究も進められている。

ここでは、小林氏の調査された上伊那郡中川村大草地区の事例から、その歴史的経過についてのべてみたい。

① 信州でも、秀吉による太閤検地の実施地域でもあり、史料（太閤検地帳―信濃史料長野県中央史料篇）は、残されている。これによれば、小農民自立政策は貫徹し、中世的御館制度は崩壊している。尚、この期の村の動向については、竹内利美氏の能谷家伝記分析（同氏著『三信国境の中世末村落の展開』）を参照。

② 太閤検地後、天領支配ですぎ、御館の貢租米請負い制で、小

	天正19年(1590)	延宝5年(1678)	
田	6町5反7畝	6町1反9畝	兵右衛門一人
畑	5町7反1畝	14歩	
やしき	4反1畝19歩	20筆	一人
		6町5反7畝1歩	
		(6反7畝24歩)	

1表 南向村日曾利耕地分

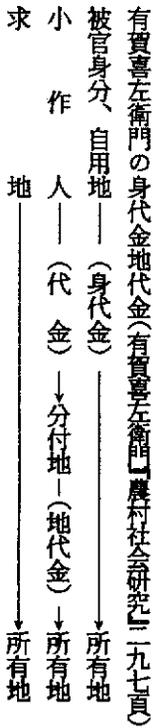
農民は被官となり、延宝検地帳では、御館のみの登録となっている。一表のように、南向村日曾利耕地（現飯島町日曾利）田畑やしき二十筆の独立記載が八十八年後の延宝検地帳では一人となり、二十五筆を一人の名請負人となっておる。太閤検地時、小農民のやしき、石高名請が延宝検地では消え、すべて一人の名請けとなっている。御館香坂家が米請負商として貢租米納金を請負いの農民の耕地の上級の所有権をもち、村（耕地）人を被官化した。

③ 信州伊那の御館被官制地帯は、貞享・元禄期（一七世紀末）の商品流通と、被官の反抗により崩壊したし（上伊那天領地域）、天明期（十八世紀中末期）以後の、百姓一揆などにより、一人百姓など地域（下伊那南山間）の御館・被官地帯は大きく変わっている。

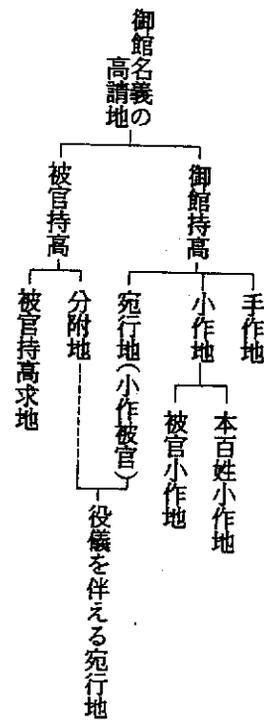
④ 小林平左衛門氏調査の御館被官の残存地は、②の理由の他、天領と私領（近藤氏）とに村が二分してあることなどあげられよう。

⑤ 農地改革以後、過疎地指定と、圃場（ほじょう）整地により、村は変わったが、自作農意識の少ない村、村共同体の特異な形態をもつ村として、特異な存在となっている。

終りに、御館・被官地帯の有賀・古島論争の紹介として、両氏の画いた構造をしておく。



前島家被官別（古島敏雄『近世日本農業の構造』四五〇頁）



農山村親子の郷里への帰属意識に関する実証的研究

——長野県南佐久郡過疎三町村における事例分析——

中澤 進之右

過疎地域の次代を担う青年層の定住化問題を考えるための基礎的資料の作成を前提に、長野県南佐久郡の過疎三町村（小梅町、南相木村、北相木村）を事例対象とし、中学・高校三年生と彼等の母親およびUターン青年を調査対象とした調査・分析を試みた。

研究目的は各々の調査対象者において郷里への帰属意識がどのような様相を示すのか、また、調査対象者の世代的意識的傾向を解明すること、過疎地域（調査対象地域）の担い手である青年層の定住化条件についてのヒントを得ようとしたものである。

本調査では特に、①過疎地域における転出予備軍としての中学・高校三年生の郷里への帰属意識および将来動向、②過疎地域における中学・高校三年生の母親の郷里への帰属意識および子供への帰属

意識、③Uターン青年の郷里への帰属意識および出郷から都市生活を経て現在に至るまでの意識変容などを描き出すことを主眼点としている。

調査結果をみると、転出予備軍としての中学・高校三年生は、高校を卒業すると都市へ転出することを当然とも受け止めており、周囲も彼等の転出には肯定的な傾向を示した。しかし、長子・跡取りにおいては郷里への帰属意識が高く、転出するにしても何年後にはUターンを予定しての転出である。それは、Uターン青年のUターン行動でも明らかであり、当初から内地留学的な意識で転出したUターン青年が多かった。

中学・高校三年生の母親では、特に過疎三町村出身、農業、団塊の世代以前において郷里への帰属意識の高さが顕著であり、最も頼りにしている子供としては長子を挙げている割合が高い。

中学・高校三年生の長子・跡取りおよびUターン青年においては、イエの存続と老親の扶養についての責任を特に強く感じており、それが彼等の郷里への帰属意識に影響を及ぼしているものと解される。また、母親についても長子・跡取りを頼りにする傾向が強いため、今後の調査対象地域は、イエの存続と老親の扶養について他の兄弟よりも責任感が強い傾向を示す長子・跡取りの動向が同地域の方向性を左右する重要なポイントとなってくることが考えられる。

調査対象地域の過疎三町村は、今日も刻一刻と過疎のテンポを速めつつあり、調査対象者においては過疎の深刻化に伴って意識面での後退も何われる。このため、ヒト・モノ・カネ・情報を含めた地域再生・振興のための国家レベルでの早急な対応・対策が急務となっているのである。

戦後農政の展開と

北海道稲作中核地帯における農民層の主体的対応の変化

小内 純子

I 問題意識と課題

北海道の農村社会は大正末から昭和初期以降に定着社会に入ったといわれる。そして、それとともに「農事実行組合」が、全道にぐまなく上から組織され、これを基礎として、所謂「農事実行組合」型といわれる集落が形成されている。この戦間期に設立されてくる「農事実行組合」は、その後農会の、さらに産業組合の下部組織として一元的に再編され、第二次大戦中は国策の受け皿として大きな役割を担った。こうした事実を一つの根拠として、北海道の農村社会・農民については、これまで「体制維持的」「体制順応的」と評されることが多かった。

本報告は、以上のように特徴づけられた北海道の農村社会・農民が、戦後いかなる変化を遂げてきているのかを明らかにするものである。具体的には、第1に、「農事実行組合」型といわれる北海道の集落が、戦後農政の展開のなかでいかに変容してきているのか、第2に、その変化を、農民層の主体的対応の過程としてみた場合、そこには如何なる特徴が指摘できるのか、を把握する。そして、第3に、以上の把握の上になつて、とくに、農業をめぐる厳しい現状を、北海道農民は如何なる方向で乗り切ろうとしているのか、という点をみていく。

その際、本報告では、稲作中核地帯の一集落を対象として、①離農の激増がもつ意味、②農業構造改善事業への対応、③減反政策の展開、④現状打開の方向、⑤農民層の価値志向、の五つを主要な柱として分析を進める。

II 対象地域の概況

本報告で対象とするのは、北空知に位置する秩父別町Y集落である。秩父別町の歴史は、一八九五、九六年（明二八、二九）の屯田兵の入植によって始まる。開拓当初は畑作中心の農業であったが、昭和に入つて以降は水田単作地帯として推移してきている。

Y集落は、この秩父別町の中央部に位置し、現在は二〇戸からなる集落である。階層的には七・五^{ha}以上の「上層」が一〇戸、五^{ha}・七・五^{ha}未満層の「中層」が三戸、五^{ha}未満層の「下層」が三戸、「委託層」が三戸となっている。上層農家の比率が高く、秩父別町のなかでも相対的に規模の大きい農家が集まる集落である。

III 離農の激化と規模拡大の進行

戦後直後のY集落には四三戸の農家が存在し、経営規模は三^{ha}五^{ha}に集中していた。こうした状況は、一九六〇年頃までは比較的維持されるが、それ以降は、状況が一変し、離農が激増する一方で、農業継続農家の規模拡大が進行する。すなわち、一九六〇年に三九戸を数えた農家は、一九七〇年には二二戸に半減する。その一方で離農跡地を集めての規模拡大が進行し、一〇^{ha}規模の農家も登場す

る。しかし、こうした推移を、「小規模農家の離農と中核農家の育成」として単純に把握することはできない。なぜなら規模の大きい農家が都市部でのアパート経営のために農地を売却するケースも相当数にのぼったからである。このことは、逆に、この時期、農業にとどまった農家には、積極的に農業を選びとったものが多いことを意味している。

IV 農業構造改善事業への対応

さて、一九六〇年代後半には、農業構造改善事業が開始され、圃場整備事業とそれに続く農業機械の共同利用組織の結成が進む。Y集落でも、農業継続農家のほとんどが、圃場整備事業の後に結成されたストラクター利用組合と育苗集団に参加していく。

しかし、共同利用組織は、一九七七年には、実質的に解散に至る。その要因には、第1に、経営規模、兼業、将来志向などの点で、構成農家の異質性が増したこと。第2に、構成員が共同利用の煩わしさを強く意識するようになったこと。第3に、補助事業にかかわる様々な制約が、利用組合の柔軟な活動を制限したことなどがある。さらに、最終的には、減反政策への対応の違いが解散を決定的にする。

そして、こうした共同化の試みは、一つに、共同することの難しさを、二つに、補助事業に対する不信感を、Y集落農民層のなかに醸成し、その後の農業経営のあり方に大きな影響を与えることになる。

V 減反政策の展開と対応

ところで、一九七〇年に始まる減反政策は、一九七八年以降、深刻な影響を及ぼし始める。すなわち、減反率が三〇%前後まで上昇し、新たな対応を迫ることになる。その際、秩父別町では、農民が中心になり「とも補償制度」を樹立した。Y集落農民は、この制度の樹立に積極的にかかわるとともに、初期には大幅な減反を受け入れ、麦の集団転作を試みる。集団的な対応によって農業危機に対処していこうとする志向性がうかがわれる。

しかし、近年は「とも補償制度」の廃止を望む声が、上層農家から多くきかれる。その背景には、転作奨励金の低下や米価の据置・引下げによって農業経済が悪化している事実がある。すなわち、こうした状況下で、「地域ぐるみで生き延びよう」とすれば皆が「つぶれてしまう」等の考え方が浸透してきているのである。次第に追いつめられていくなかで、個別的な志向性を強めていくことがわかる。

VI 現状打開の方向

以上のように、一九六〇年代の激しい離農の嵐の中で、農業にとどまった人々が歩んできた道のりは平坦なものではない。そして、共同利用組織の失敗や農業をめぐる情勢の悪化のなかで、個別的な志向性が強くなってきている。しかし、現状打開の方向を、まったく個々バラバラに模索しているわけではない。

現在、現状打開の方向として、施設園芸の導入と「効率的生産集団」

の結成がある。前者は、上層農家を中心としたいちじ栽培で、その導入過程では、学習や一部作業が共同で取り組まれている。一方、後者は、上層三戸による農業受委託組織の結成である。これらは、上からつくられたかつての共同利用組織とは異なり、農民の側の実状に即したかたちでの共同化の歩みとみることができよう。

しかし、以上の取り組みが、かつてとは異なり、特定の階層内で試みられていることも事実である。階層差がより明確化してきているという現実がそこには存在する。

移住漁民の講集團の形成と

母漁村の文化的背景の比較考察

— 釧路市の日枝講・善友講の事例 —

鷹田 和喜三

一、研究の視点と課題

私は北海道の講集團の形成過程の研究は農民の移動が激しく、記録資料の乏しい開拓村落の形成・展開過程をさぐる一つの手がかりとなり、団体入植村落の場合は府県の母村との関連交渉を考察する有効な糸口となり、また母村と移住村の講集團の比較考察は文化変容のテーマになりうると考え、農村の事例調査を継続してきた。釧路に転動したことを機縁に漁村の調査を企図し、同様の視点から新潟県と富山県出身漁民の形成した講集團の事例を報告する（報告で

は前者を中心とする）。

「釧路漁業発達史」の著者、布施正氏は府県の出漁・出稼によって形成された釧路漁業は母漁村との相互関連によって形成過程が把握されると強調される。報告では母漁村と移住地の比較研究の視点から、講集團の形成と母漁村の文化的背景の関連、漁民の定着過程と漁業移住の背景を明らかにし、北海道漁村と府県母漁村の関連交渉を考察することを課題とする。

二、調査地の概況

日枝講が形成され、現在も講員の多数が在任する釧路市旭町は旧・釧路川の右岸に位置し、明治中期以降、新潟県出身漁民の出稼・移住が多く、川崎船による沿岸の手操り底曳の中心地であった。とくに北蒲原郡次第浜と藤塚浜出身者が多く、地区内に母漁村から分遷された日枝神社が所在し、お盆には越後盆踊りが催される。川畔は小型漁船の船付場で沿岸には水産関連の施設が多いが、戦後は市街化が進み、近年に土地区画整理事業が行われ、漁業が衰退したため、旭町は漁家集落の面影を失ない、漁民は多く転出、廃業した。

母漁村の次第浜は新潟市から北東二〇キロ、新発田市から西へ八キロ距てた聖籠町の漁村地区で加活川の左岸に位置し、右岸には紫雲寺町藤塚浜が位置する。旧・次第浜村は明治二二年（当時の戸数は一六〇戸）、近隣の漁村と合併し亀代村の大字となり、同村は聖籠村と戦後に合併し、昭和五二年に町制を施行した。戦前期の次第浜は約一八〇戸の漁村で沿岸の零細な漁業と出稼が生業の中心で、明治期以降とくに釧路への出漁・移住が多かった。近年、新潟東港

工業地帯の開発とともに転入者が増加し、現在は約四六〇戸で通勤労働者が大多数である。漁業に従事する世帯は約七〇戸だが、專業は五、六戸のみである。若い後継者は他産業に通勤し、高齢者が副業的に沿岸漁業を営む家が近年増加している。漁業出稼者は近年、急減し、釧路や福島県へ約二〇名程度である。

三、講集團の組織と実態

母漁村の神社名に由来する日枝講はオサンノサマ講と通称され、講員は氏子とも呼ばれる。現在三三六名で、大多数は次第浜出身の二、三世で、高齢者が多く、漁業関連業者が約半数を占める。講で日枝神社を維持し、一月に親睦総会、八月に神社祭典と盆踊りを行なう。同村出身者は次第浜会に加入し、結束、親睦は強い。

講員の母と妻を中心にして、講という名称はないが、夜籠り行事が毎月一回行われている。昭和二十年代まで母漁村から明治期に継承された庚申講と大宮講（安産・子育てを祈願）も次第浜、藤塚浜出身者の間で行われていた。

四、漁民の移住・定着と講集團の形成

釧路市に在住する次第浜出身者は分家・孫分家を含めると二〇〇戸を超える。移住の先駆者ほどのように釧路に定着したか、釧路漁業の発達史と関連させて、いくつかの調査事例を報告する。

日枝神社の設立には特別の契機は無かったが、大正末期に旭町に定着した先駆者が出稼者や移住者から募金を行ない、昭和二年に現

在地に同名の神社が分遷・創建され、神社は祭典ばかりでなく、前記の講行事や親睦会の会場にも利用されてきた。

日枝講はその直後に、明治期に移住し生活基盤を確立した約二〇名で結成され、日枝神社を信仰・維持する人々の講集團、同郷出身者の親睦組織として定住者の増加とともに講員は増加した。慰安の乏しい漁場移住地での祭典、親睦行事は連帯感を深め、昭和三三年に講規約を明文化し、四十年に講旗を作り、東京の日枝神社本社からお礼をもらい、講員に配礼した。

五、母漁村の移住の背景と文化的背景

移住のプッシュ要因として大火による生活困窮、沿岸漁業の不振、先駆者の勧誘、釧路の底曳漁業の発展が考えられる。資料不足のため最近調査した藤塚浜の事例も考察する。そして日枝講の母胎となった母漁村の講集團の実態を中心に文化的背景の特質を探る。

六、講集團の比較考察

最後に富山県入善町八幡出身の漁民を中心に形成された善友講と比較考察し、その性格を整理する。相違点は次頁の表のごとくである。

表1 講集團の比較

	日枝講	善友講
1. 講員数	36名	27名
2. 行事	神社祭典、盆踊り 夜ごもり、庚申講	月例講、報恩講、 追善供養
3. 結成年	昭和2年頃	大正7年
4. 形成契機	神社分遷	物故者供養
5. 所在地	旭町、川上町	入舟町
6. 同郷集團	次第浜会 (20名)	八幡会 (15名)
7. 檀家宗派	曹洞宗	浄土真宗
8. 母漁村の講集團	夜ごもり、庚申講 大宮講、その他	善友講、六日講、 商人講、太子講
9. 母漁村神社	日枝神社	八幡社 (氏神)
10. 釧路移住	明治末期、 底曳漁	大正初期、 マグロ漁

地域農業振興度格差の分析

小林 公能

従来、同一集落内における農民層分解は、村落社会研究の主要課題であった。すなわち、個別農業経営の規模概念的追究である。ところが、関連して、集落規模が地域農業にいかなる影響を与えるかということは、不思議なほど課題たりえなかった。

しかしながら、集團志向的わが国民は、「ともずれ」的行動を特色とする。そして、わが国農民のばあい、兼業化の「ともずれ」現象がその主流である。ところが、主産地化にも、この「ともずれ」現象が明白に具現する

本報告は、かかる視点から、長野県中野市を中核地域とする八市町村の主産地形成に際する集落規模を事例に問題提起を試みたものである。

事例分析結果は、傾向的に、市町村単位において、集落規模——集落農家戸数、本業農家戸数、集落耕地面積——が大きい市町村が、一戸当り農業粗生産額も多いことが判明した。

要因として、次のことが考えられる。すなわち、本業農家戸数が多い集落は、「ともずれ」的に担い手が存在し、それによりさまざまな生産組織・販売組織化が可能であり、さらにそれにより技術・知識等の無形資源の集團的累積と伝達が可能である。さらには、集落の数の力を背景に、政治的・経済的対外交渉をも有利にはこびうる。一方、小集落は、それが不可能なうえに、個別農民の孤独感の深化がある。一九七〇年から一九九〇年にかけて、飯山市で消滅した一七集落は、自然条件の厳しい小集落がその全てである。

より分析を深めれば、本業農家数が多いということは、集落内における農民層分解が進展せず、中農層が連帯して集落農業の担い手たりえているということでもある。すなわち、個別中農層が集約農業を展開しているがゆえに、経営耕地面積を外延的に拡大し零細農業を駆逐する途を選択する必要がなかったということでもある。本事例では、巨峰施設栽培、菌茸類施設栽培でそれが具現化している。この普及差が、集落農業の振興度格差となり、さらにはこれが地域

農業振興度格差として具現化しているのである。

他の多くの事例報告と併せ考察するとき、日本農業の場合、少なくとも地域農業を面として振興せしめるには、政府のいう農業経営耕地面積の拡大による中核農家育成という選択では不可能だということである。さらに、集落宮農の振興を考えると、稲単作だけではその実現は不可能だということでもある。

それゆえにも、集落における集約農業振興による中農層の多数残存こそ、面としての地域農業振興の基本であり、その集落規模の組織化が条件でもある。

本業農家数を基本とする集落規模概念が、重要課題化するゆえんである。

本報告は、混住化社会分析の基本的な枠組みを、農村社会学系の

混住化社会の分析枠組

徳野 貞雄

村落解体論と都市社会学系のコミュニティ形成論の接合点の中から構成しようとする試論的作業である。都市化が、一般的な地域社会の人口移動（増加）、就業構造の変化に規定された地域社会構造の変動を取り扱うのに対し、混住化論は、従来の農村社会の村落構造の存在を前提とし、前記変動要因に規定された土着者と来住者が相互交渉過程の中で、地域社会の構造がどのような規則性をもって変容していくかを明らかにする地域社会過程論として位置づけている。「混住化社会」と云うテーマは、まだ社会学的タイムとして精

製されておらず、一般日常的には、農家を中心として構成されてきた村落社会が、急速かつ多量な非農家の流入によって、従来の村落社会構造の枠組が変容し、住民の生活構造や行動様式、地域意識の変容が迫られている地域空間として扱えられている。また「混住化」のタイムも、人口流出による農業生産基盤の悪化、村落社会の統合力の衰退と地域凝集性の低下、人口増大に伴う生活環境水準の悪化、新旧住民間の社会関係の分断希薄化、新旧住民間の地域紛争等々の多様な地域社会現象の原因論的な説明タイムとして用いられているにすぎない。

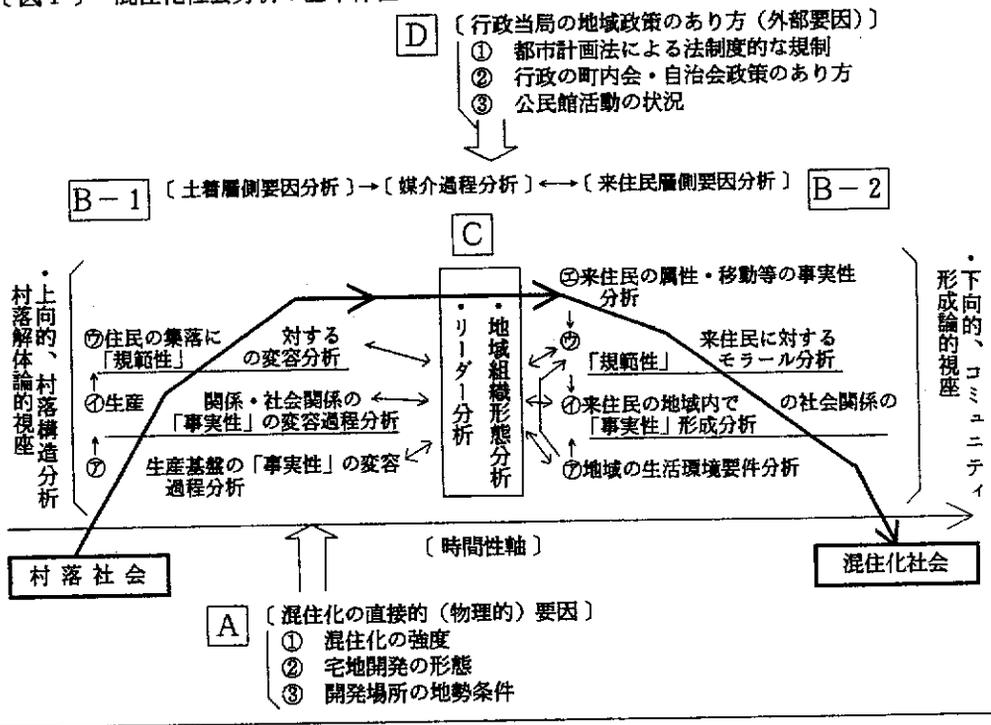
私は、混住化を地域社会の構造枠組の変容過程として捉え、混住化社会の分析レベルは、①地域社会の構成メンバーの変化、②地域住民の就業構造の変化、③地域社会組織の形態変化、④地域住民の社会関係の変化、⑤地域住民の地域意識の変化、⑥地域社会の生活環境要件水準の変化という六つに整理し分析したい。①②は、混住化の発生要因群であり、混住化社会の構造的な規定性をもつ基礎レベルを示す。④⑤⑥は、混住化による結果群であり、現在の混住化社会のコミュニティ状況を示す。そして、③は①②の「構造規定レベル」をどのような④⑤⑥の「コミュニティ状況レベル」に変容させるかの媒介的機能をもつものとして把握する。以上が、混住化社会分析の基本図式である。

具体的な混住化社会の分析図式は、図1に示すごとく、農村系研究からは、A(①集落の生産基盤の「事実性」の変容分析→②集落の生産関係・生活関係の「事実性」の変容分析→③前住民の集落に対する「規範性」の変容過程分析)へとベクトルづけられた村落構造論を用いながら、混住化による村落解体過程の進展度を明らかに

する。一方、都市系研究からは、**B** (①来住民の社会的属性・移動経路分析 ↓ ②来住民の地域に対する「規範性」(コミュニティ・モラル)分析 ↓ ③来住民の地域社会内での社会関係の「事実性」の形成分析 ↓ ④地域社会の生活環境要件分析) というコミュニティ形成論を用いる。そして、**A** **B** を媒介する過程分析として **C** (①地域組織の形態変容分析 ↓ ②地域リーダー構成分析) を導入していく。以上が、混住化社会の内部分析の基本枠組になる。尚、混住化社会分析の要因としては、混住化の初発的・物理的分析としての **D** (①混住化の強度、②宅地開発の形態、③混住化地区の自然的・社会的位置分析) と、混住化の外部条件として **E** 混住化地区での行政当局の地域政策のあり方分析 (①都市計画法による法制度的な規制のあり方、②行政の町内会・自治会政策のあり方、③公民館活動の状況) の二つの分析を加えておくことが不可欠である。

調査方法は、アンケート調査、モノグラフ調査を複合的に組み合わせ、分析から得た知見を、時間性軸の中で、混住化の社会過程を動的に再構成することになる。

〔図1〕 混住化社会分析の基本枠組



旧中国農村・家族再考

— 青浦県徐涇郷旧康家橋の事例 —

木下英司

中国農村が近年急速に変化していることは誰の目にも明らかであろう。こうした変化を具体的に言えば、人民公社の解体、戸別経営制への移行、それに伴う土地の分配と長期保有の保証、そして農民の個人経営の奨励といったことが挙げられる。

しかし、こうした事態は、もはや我々がかつて持っていた社会主義中国の農村といったイメージでは、現在の中国農村を捉えることができないということを証明するものである。従って中国農村の現状を把握するためには、我々のもっていた既成のイメージを打破するだけではなく、新しい視座の構築が必要となるであろう。

こうした状況に対し、私は解放前の中国農村の状況をみてゆくことと些かなりとも突破口が開けるのではないかと思う。それは即ち中国農村の現状を理解するために、農業集団化、土地改革以前にまで遡ることで、中国農村の現状を中国農村の長期にわたる変動過程の中に位置づけてみるということであるが、それはとりも直さず、かつて中国農村をみる際に強調されてきた「変革」という側面よりも、むしろ「連続性」に注目して中国農村の変化をみてゆこうとするものである。

本報告においては以上のような視点を踏まえた上で青浦県徐涇郷の一農村に分析のメスを入れてみることにしたい。勿論、解放前か

ら現在に至るまでのすべての変化を述べることは到底不可能であるから、本報告では村の古老の聞き取りに基づいて、一九四〇—一九四九年までの農村や家族の状況を復元してみようと思う。尚、今回の報告で私が注意したのは、解放前の中国の農村、家族と農業がどういう状況にあり、又どういう特徴を有しているのかということである。最後に今回の報告は大まかに以下のような項目に従って行なおうと考えている。参考下さるようお願いいたします。

- 1、地理的・歴史的概況
- 2、村落の発生
- 3、農業生産、経営の状況
- 4、村落の階層、協働等関係
- 5、家族（構成、成員等）及び住居状況
- 6、家族内の勢力構造
- 7、近隣関係、年中行事および通過儀礼について

韓国農家主婦の地位変化要因

韓国ソウル大学

王仁權

仁權

一、はじめに

「農家主婦」は農家の農業経営主の婦人を指すのだが、定義的には農家生活経営上の意思決定者（五〇％以上）、"Farm homemaker"である。それから「地位」とは、特定家族の役割構造の中で徹視的

に把握する事が出来るが、又巨視的・一般化的に農村の場合を全一
体として都市家族・家口員、又は外国の家族の地位と比較する事が
出来る。本小稿では比較論的な立場は取らず農家主婦の経年的地位
変化に影響を及ぼす先行的乃至は現在のな主要な要因範疇に関して
選択的に概観する事にする。

二、伝統的農家婦人と終戦及び一九六〇年代の衝撃

今日でも特に国家社会発展が極度に遅れている發達の發展途上国
を中心とする第三世界では諸種の差別と開發寄與潜在性が適正的に
認定されていない為、大変な問題になっているのだが、その比重は
世界人口の五五%を占めている農村人口に注目する時、革新的な視
角で農村女性問題に接近して居る今日である。

或専門家は韓国の歴史的时代区分に依って、朝鮮末期又は朝鮮時
代全体の家族を「伝統家族」と規定しその以後の家族を「現代家族」
と見る接近を取って居るが此の様な接近は問題点を持って居ると思
料する。何故かと言うと非等価的ではあるが伝統家族と現代家族は
共存するからである。勿論、前提的に総合的な観点で伝統家族と現
代家族の定義的規定化が必要不可欠だと思ふ。五〇年程度が経過し
た今日の激動化の韓国家族は特に農村の場合、一九四〇年代と比較
したら現代家族と規定出来ると思う。だから逆に一九四〇年代の韓
国家族・韓国農村家族は伝統家族と見る事が出来る。

韓国では「解放」と表章する一九四五年八月十五日の終戦は極端
な社会的混乱と米国文化の一方的飽和、南朝鮮だけの脆弱の政府
樹立、冷戦的な新生政府の全方位的紙上の政策プログラム、六・

二五動乱（朝鮮戦争）の残虐性と外来文化の加一層の押し寄せ、そ
れから一九四九年農地改革に依る農村社会の結果的交換の胎動と進
行等の非正常的な社会変動を経過したが、国民全体、農村人、それ
から農家主婦に対して強力な衝撃を直接・間接的に及ぼした。

一九六〇年初、最小限の基本欲求の必要を充足する様になったの
だが、軍事クーデターの時代に没入した。此の軍事政權（約十八年
間）に対する評価は合意を見る事は不可能だが、「工業輸出主導」
の国家基本發展戰略の下で近代化を進めたが、特に農村開發の為の
国家企画的社会変動計画としての「セマウル運動」は農村の封鎖性、
孤独性、宿命性等を打破した。一種の微視的統合農村開發計画で自
然部落を単位としたので農村女性の参加性は高水準であったし、例
を取れば一夫多妻の伝統的慣習は完全に打破してしまつたのであ
た。強制的乃至は非教育的な農村指導事業（農業普及事業）は米国
の制度の導入、適応、変容に依って基本的に農業改良と生活改善を
大々的に展開して特に農村女性を積極的な参加型に作つた。青少年
指導の場合も「四日俱樂部」と言う組織の下で若い女性を家から引
張り出したが、農家主婦の場合は勿論の事でした。そこで一九六〇
年初から三〇年間は農家主婦の發展的変容を現代家族的に見た時期
だと史料する。

三、今日の農家主婦の地位と変化要因

今日の韓国の發展は課題と逆機能的問題点が山積してあるけれど
も、相対的に言つて画期的な事象だと解釈出来ると思う。「外債」
国論」が飽和だつた時期もあつたが北韓（北朝鮮）の「自主的國家

発展戦略」の結果が現在失敗とは言えないが非効率的である事は否定出来得ない事実になっている現実である。

大量の農村・農家人口の向都離村の為、農村で深刻な人力難が発生して居るのだが、都市の場合も殆ど同じ位である。農村・農家人口の年齢構造が脱生産年齢層になって極端な高齢化、女性化（農業労働参加の男性並）、したがって劣悪化と共に不足化を見て居るのだが、機械化での、補充は不完全である。特に高齢化と女性化の進展は過疎家族化の下で農村女性、即ち農家主婦の地位を画期的に提高する直接的な要因になって居る。

韓国全体を見ると数年前から過去数十年間の体制的な構造から脱中央集権化、脱権威主義開放自由市場化、男女平等化、それから自由主義化への果敢なる変換と国際化の劇的な進行は従属的な地位と役割の位相の韓国女性、それから農家主婦の地位向上に間接的に大きく影響して居る。勿論西欧化的傾向の価値観の流入と受容が情報と共に現代化を促進して居る。「韓国女性開発院」が公共的政策研究機関として設立されて居るし数多くの女性圧力団体が活躍して居る。

須江

要約的に見たら、農村の農家主婦の今日の地位は相対的な意味で、それから一般化の意味で劇的に大きく向上を見て居ると言う命題が成立すると思う。その主要な規制的要因範疇を整理すると、①T・Vを中核とする外部の近代的情報への飽和的露出、②一般的教育水準、特に女性教育の画期的向上、③アメリカを中心とした西欧化的な強力な影響の家族像、夫婦像に対する衝撃、④それから核家族化の一般的進展に依って家族役割構造上の「重要な他者」(“Significant others”)の不存在等が指摘される。⑤それから多くの農村農

家が年老の父母夫婦に依って維持されている現状で、相対的にも強力な忍耐と意志力それから持久力を持って居る農家主婦に対する夫としての農業経営者の平等的認定、⑥不足な農業労働力の実質的補充、⑦唯一の余暇生活面と言え野外的での仕事と夕飯の後の老夫婦のT・V視聴に依る「伴侶的」な時間を持つ事が平等的夫婦の感を深めるのだが、此れが相対的に農家主婦の地位向上に寄与する。終わりに、⑧共同的意思決定の傾向も強化して居るし、金銭管理とか日常生活品購入行動に於いて農家主婦の方が発言権乃至は、行動権をどんどんもって持ち始めて居る。

四、おわりに

日本の場合もそうだけれども、韓国の在村農業後継者男性の結婚難は深刻であって外国から新婦候補者輸入の問題が論議されて居る。新婦側の結婚要求条件はとてまきびしい。「生活の質」の一般的提高と共に高度の希少価値性を持って居ると思料される特に若い農家主婦達は彼らの地位が家族内で（それから社会的に）もっと自律的乃至は主観的に、それから他立的に向上されて行くと展望される。政治的社會参加に於いても第一線に立つのだが、「新国際農業秩序」(“GATT-URUGUAI ROUND NEGOTIATION”)の挑戦に対する反応に於いて農家主婦の役割を前向きに注目する次第である。結局は農家主婦の地位は加一層提高されるだろう。

課題報告 共通課題

日本農業・農村研究の課題を求めて

— 家族経営危機の国際比較・環境問題・農業危機・集落機能の接点としての家族経営危機 —

宿題委員会 (文責委員長)

いまや世界中の農業において非企業的な家族経営の危機が進行している。国内の企業の農業経営や海外の農産物市場からの圧力や競争があり、また、急速な工業化によって生産的労働力の多くが農外部門に移動している。こうした経営内外の条件によってそれは再編の必要に迫られている。またたとえ家族経営を維持するとしても、個別家族だけでは担えず、作業や経営の一部の協業化や企業化をはかって家族経営体を補充することも緊急の課題となってきた。

こうした事態に対して、家族経営の崩壊過程を客観的に分析することは急務であるが、それだけでは、日本農業が直面している危機に対して展望をもつことは出来ない。むしろ、危機にもかかわらず、あるいは、危機に抗して、持続している非企業的な家族経営の存在意義を理念的、運動論的に検討する作業も緊急の課題である。

企業の農業の展開と家族的農業の傾向的崩壊と部分的持続の現れ方は国内的にも国際的にも当然ながら多様である。現在の日本の農業・農村が直面している問題を把握しその展望を見いだすためには、国内的地域間の比較だけではなく、国際的な比較をも射程距離において、家族経営の構造と変動の国際的比較作業を進める必要がある。さて、世界的にみると先進国をも含めて、非企業的な家族農業経

営は意外と根強く存続し、企業の農業経営によって完全に駆逐されてしまうことなく、多かれ少なかれそれと併存している。まず、それはかなりの多数の農村家族にとって依然として生活の糧であり、固有の家族制度存続の基礎的条件を提供している。それはまた、多くの地域住民の生活を支え、地域社会構造の不可欠の要素をなしている。

日本でも、ごく一部の企業の農業はたしかに現れつつあるが、大多数の零細家族農業も兼業を伴いながら依然として根強く存続し、それと共存し続けると考えられる。経営効率を向上させて市場競争力を強める課題の追求は、ひとり前者だけではなく後者にとっても不可避であろう。しかしそれが絶望的に不可能なケースをも含む後者の場合は、生産効率や市場価値等の経済的意義以外の社会福祉、生活保護、自然保護、景観保存等の多義的な存在意義が付与されてしかるべきだろう。その場合には、企業の農業という単一の経営形態が支配的になるのではなく、多様な家族経営形態が農村的家族制度や地域社会の存続のため役割を果たすべく存在し続けると考えるべきだろう。

先進国ではいずれも農業保護政策をかかえ、それに要する国家財政の負担はかなり重く、日本、EC等では明瞭にその再検討の方向にある。このような状況下で農業保護政策が正当性を失わないためには、非企業的な家族経営がひとり生産者の生活や家族制度の維持のためだけではなく、消費者、非農業住民等地域住民の多目的の生活維持のためにもぜひ必要だ、という社会的国民的合意を必要とする。広範囲の地域住民の合意に支持された総合的地域政策の策定も家族的経営を維持するための課題となろう。

大部分の途上国では農業は保護政策がないどころか、逆に工業保護政策の犠牲になっている場合が多い。農産物の輸出国と自給国とは事情が異なるが、資本主義化が進行中のNIEsでは、台湾に典型的だが、かつての輸出国から自給国化の方向をたどり、この中で家族経営崩壊の危機に瀕している。NIEs諸国ではかつて戦前日本では注目されたような「中農標準化傾向」、「自作前進」の可能性も少ない。資本主義化の進んだ途上国の家族農業経営の崩壊は先進国以上に深刻であるとさえいえよう。左翼的・進歩的運動勢力の弱い国でも、農業破壊を直視し危機を打開する「もう一つの開発」のようなNGO運動はあるが、まだ試行的段階であり、政府の体系的政策への十分な対抗手段とはなっていない。

このように先進国、途上国の非企業的な家族農業は総じて危機的状況にあるが、それにもかかわらず多様な形で根強く存続している。その多目的な存在意義を原理的に明らかにするとともに、国際的比較の実証研究を通じて多角的に検討し、日本農業の再建のための参考材料とするとともに、村研四〇周年記念に備えたいと考える。

このテーマは今年だけでは終わらずあと一年ないし二年は続くと思われる。今年はとりあえず、宿題委員から特定のテーマに限定することなく、多角的な問題提起的な報告を期待し、その突き合わせによって、必要な場合は、特定テーマへと焦点をしばって行きたいと考える。

家族制農業の存在構造——現代の危機を考える

磯辺俊彦

I 家族制農業解体の危機

- 1 東京一極集中段階の意味：国民経済の分断
- 2 農業の工業化路線：「公正なき効率」路線：東西農業の挫折
- 3 資本の自由↓農業への株式会社制の導入↓

- 4 先進国では異常な日本の食糧自給率の低落：「市民社会」としての政治的独立の欠落・農工格差構造・貿易自由原則（強者の論理）の帰結

II 危機分析の古典的基準（資本制蓄積の歴史的意義）

〔第一局面〕「資本の文明化作用」 生産力の技術的基礎は革命的、それが労働者の機能や労働過程の社会的結合を変革する↓中心部（宗主国）から周辺部（植民地）への商品経済の拡大と価値収奪……〔経済成長の積極面〕

〔第二局面〕「資本の自己破壊作用」 利潤追求の無制限性↓資本制生産の立脚点の自己破壊「資本が生産できない「土地と人」の破壊、さらに「社会的道徳律」「家族」の破壊」↓労働力の分断・

固定・破壊↓その現代的表現としての地球環境問題・公害問題・資源問題・人口問題・土地問題……「経済成長の消極面」

資源浪費によるコストダウンの矛盾（私的費用削減のための社会的費用の累積）

飽食と飢餓の衝突（南北問題）、過剰と過剰の衝突（先進国問題）
経済的豊かさとの間の豊かさの矛盾（フローの論理とストックの論理の衝突）

「第三局面」「人間の再構成の論理」この第一、第二の局面の矛盾を止揚・変革する主体の形成。労働力の社会化↓労働力の自立・結果……「人間陶冶の積極面」

資本制生産は自然過程の必然性をもって、それ自身の否定を生み出す。そこに、如何なる貧困・抑圧・隷属・頹廢・搾取によっても変えることのできない、人間の本性、人間の自然がある（マルクスの基本的楽観主義・人間主義）。

「『資本論』第一巻、機械と大工業、資本制蓄積の歴史的傾向」

III 土地所有「利用」の重層構造仮説――

「歴史と風土とのかわり」をめぐって

- 1 川口諦・石黒重明「『鹿兒島農業の諸問題』農業総合研究所、一九六六」↓沖繩「参考文献4」↓桑原武夫「『解題』中里介山『大菩薩峠』時代小説文庫第二巻、一九八一」からの論点提起

- 2 上部構造としての「自治村落」の二重の意義：強制・抑圧と自

立・生きがい

土地所有の二重規定……

（資本↓土地所有↓賃労働）の論理「解体論規定」

（賃労働↓土地所有↓資本）の論理「再構成論的規定」

- 3 所有の本源的性格（「集団性」↓「個別性」）↓「私性」↓「むら」↓「いえ」私的・個人的所有↓私的所有↓個人的所有（「新しい市民社会」の支え）

土地所有による労働の規定：一子相続・直系家族制：世代継承
（本土水田農業の上部構造） 「不自由・安定・停滞」

労働による土地所有の規定：均分相続・夫婦家族制：一代限り
（沖繩畑作農業の基底構造） 「自由・不安定・発展」

IV 現代資本主義構造の変貌

- 1 フォード主義的蓄積体制の成長メカニズム

（戦後の高度経済成長期）

効率と公正の併進、そこでの「労働過程」と「生活過程」の密接な対応構造「M・アグリエッタ『資本主義のレギュレーション理論――政治経済学の革新』若森他訳、大村書店、一九八九」
特殊な日本フォードイズムの特徴（長期構造不況期）

- 2 「公正なき効率」のトヨタイズム
(1) 高い生産性上昇率 (2) 低いインデックス「物価スライド」賃金
(3) 大きな賃金格差 (4) 福祉国家の貧困

「山田銳夫『レギュレーション・アプローチ』藤原書店、一九九一」

3 「社会に埋め込まれた経済」(ポランニー、ギアツ)から「経済に埋め込まれた社会」(バックス・エコノミカ)(イリイチ)へ

V 新しい農法変革＝市民運動の原理(価値)を求めて
——世帯から個人へ

1 集団的土地利用秩序の形成：日本的な水田型のLISAへの途(集約か疎放か)

2 「市民の農民化」と「農民の市民化」のギャップ：家族原理の推転過程(土地のために人間があるのではない。人間のために土地があるという思想)

3 共産主義と個人主義の統合の課題：チャヤノフ(「農民的社会主義」ユートピア：権力からの自由・分権の論理・商品世界への一元化ではなく諸文化の共存の論理)、アンドレ・ジイド、三木 清：真の「民主主義」とは何か。「貧しさからの解放」とは何だったのか。

4 「民衆理性」と「新しい市民社会」の「内生的」主体形成
(上からの「公共の福祉」に対抗する「地域エゴイズム」↓自然との共生・増進)＝「新しい公共性」(栗原彬「(民衆理性)の存在証明」テツオ・ナツタ他編『戦後日本の精神史』岩波書店、一九八八)

「参考文献」

1 磯辺俊彦『日本農業の土地問題——土地経済学の構成』東大出版会(一九八五)。

2 同 『家族制農業の分析課題』『土地制度史学』一一九号(一九八八)。

3 同 『チャヤノフ理論と日本における小農経済研究の軌跡』『農業経済研究』六二巻三号(一九九〇)。

4 同 『基本法農政の農法論的基础——正常な市場メカニズムの前提条件』『基本法農政下の農業・農政と今後の課題——中間報告』農政調査委員会(一九八七)。

ECの農業政策

高山隆三

アメリカ合衆国における

農業企業化と地域社会の福祉

河村能夫

はじめに

今日の日本で農業・農村社会の国際比較を行う意義の一つは、比較により日本農業・農村の普遍性と固有性とを析出し、その強みと弱みを客観的に評価することにある。その様な問題意識から、アメリカ合衆国の農業・農村のあり方を検討する。

1 アメリカ農業発展と構造的変化

アメリカ農業の生産拡大は、資本集約化による経営規模拡大によって表現されてきた。一九八〇年から八五年の一五年間に、平均的農場は、農地規模を三七四エーカーから四四六エーカーと一九％拡大し、資本の集中的な増加によって、農業投入労働を二二％縮小しながら、五七％増の産出高を実現した。その結果、農業土地生産性は三三％、労働生産性は九八％向上した。

この資本集約化による農場の経営規模拡大は、農業生産拡大と同時に、規模の経済効果による階層間格差を助長してきた。一九六九年から八二年までの農業収益率の変動を年間農産物販売額階層別で見ると、大きい経営規模農場ほど農業収益率が高いという傾向とともに、七〇年代の農業好況期後に農業収益率が悪化する過程で、収益率階層間格差が一層広がっている。収益率の階層間格差拡大は、経済競争力の格差拡大を意味し、①小規模農場の脱農化、②農業生産の大規模農場への集中、を促進している。

農場経営を取り巻く現在の環境を前提に、将来ともに農場経営に不安がないのは、大規模農場だけである。この階層はほとんどは家族経営農場であるが、多くの場合、常雇の農業労働者を必要とする商業的農業で、契約農業や垂直統合の動きが見られるのは、主にこの階層である。この結果、全国農場数の五％の大規模農場（年間農産物販売額\$二〇万以上）が、全国販売農産物の半分以上を生産し、全国農業純所得の八五％を取得している。今後とも農場数が増加傾向にあると推定されるのは、大規模農場層だけであり、アメリカ合衆国の農業生産の大規模農場への依存度は増加し、農業を農産物販

売額で把握する限りは、事実上、大規模農場の農業がそのままアメリカ農業を意味することになる。

2 大規模企業農場化と農村貧困率

規模拡大と生産集中は、大多数の農家には経済的困難を意味する。一九八〇年代初期の農業不況後、農家の平均農業純所得は悪化した。八二年の六、三二ドルは実質的に六九年の七三％、全国家族所得の中央値の四二％で、非農家標準世帯の貧困基準に一致する。この中央値を越えるのは大規模農場層のみである。にもかかわらず、八二年の平均農家所得が三、四三ドル（六九年比六六％減）あるのは、兼業所得により農業収益悪化を補填しているからである。

しかし、最近の貧困率の動向は、小・零細規模農業層の多くが貧困に直面し、その地域社会に与える影響が深刻であることを示唆している。一九七〇年代では都市部の貧困率が一一％、農村部が一四％であった。八〇年代初期の不況時の貧困率増加の後、都市部貧困率は減少に転じたが、農村部貧困率は一八％の高水準のままである。この高い貧困率は、小・零細規模農場層の貧困化と、地域経済の停滞による非農家の貧困化の複合現象と考えられる。

農場規模と地域社会の生活水準との関係については、ゴールドシュミット (W. Goldschmitt) の古典的研究がある。彼は、カリフォルニア州農業地域での生活水準は、小規模農場中心の地域の方が大規模農場中心の地域より高いと主張した。最近の全米に関する実証的研究は、①農場規模と地域生活水準との相関関係は、北東部では無相関、南部・西部でネガティブ、中西部ではポジティブで、②カ

リフォルニア、アリゾナ、テキサス、フロリダの大規模商業農場中心地域では、大規模農場と地域社会との社会経済的結合が弱まる方向で農場が発展し、その地域社会への影響はネガティブであること示唆している。

3 農業発展評価の枠組み

一般的に、農場経営規模拡大と大規模農場への生産集中について評価する場合に、確立しているのは、産出面から農業発展を把握し、価格面から農業発展を評価する方法である。つまり、規模拡大と生産集中は、農業産出の効率化・拡大と農産物価格の低下に結びつき限り、ポジティブと評価されてきた。

その理由の第一は、効率的な農業生産拡大は食料の安定的供給増加を保証し、価格を低下させ、消費者のエンゲル係数の低下、つまり、所得水準の実質的向上を実現するからである。第二の理由は、所得水準の低い消費者のエンゲル係数が高いので、農業生産拡大が食料品価格の安定化や低下に結びつく限りは、その社会経済的効果は低所得層に大きく現れ、公平な再分配に寄与することになるからである。

しかし、農場経営規模拡大と大規模農場への生産集中が、大多数の農家や地域社会にはネガティブな意味を持つことは考慮されねばならない。農業発展と地域社会の生活水準との関係を考慮して、農業発展のポジティブ・ネガティブ両方の社会経済的影響を把握するマクロ的評価方法は、未だに確定していないのである。この背後には、農業経済学の領域を狭義の経済問題に限定し、農業・農村に関

連した社会問題は農村社会学の課題とするアメリカの一般的学風があることを、問題視すべきであろう。

韓国農業における家族経営の危機

韓国農村経済研究院(京都大学農学部大学院)

李成鎬

1 課題

韓国において、一九六〇年代以降の経済成長と工業化の過程で、農業労働力の流出とともに家族経営(農家)の離農・減少が急速に進んだ。このような変化をはじめとする家族経営の危機は、農村・都市間の所得格差ということだけでなく、農村地域の生活環境、福祉、厚生、社会保障などの諸点(経営外部要因)での不利さ、伝統的な大家族制度の崩壊と家族関係の変化、農家子弟の重労働忌避意識の強まり(経営内部要因)など、多くの社会的要因の加わって生じていると見られている。

本稿では、韓国の家族経営の危機とその背景を経営外部的、内部的条件から把握し、更に、韓国における家族経営存在の意識と条件を模索しようとする。

2 家族経営の危機を規定する諸要因

韓国における家族経営の危機をもたらす諸要因を、経営の外部要

因を中心にして要約すると以下の通りである。

第1に、政策的要因として、一九七〇年代後半からの低米価政策と一九八〇年代の市場開放農政体制がある。これらの政策において示された政府の公式見解は、農家経済の現在と将来に対する農業者の希望を著しく減殺させる要因となった。

第2に、市場的要因として、一九七八年、八〇年、八四年、八七年、八九年の農業成長率をマイナスにとどめる程の著しい価格の低下と不安定化があった。

第3に、技術的要因として、韓国においても、年々、機械化が進行してきたということがある。しかし、その機械化は、一方で農業労働の節約を可能にしたが、他方で経営の規模拡大が困難であり、機械化によって節約された多くの労働力を兼業へ急速に流出させた。

第4に、地域的要因として、情報・通信・交通・金融・教育などの公共施設が中央（ソウル）と都市に集中し、農村・都市間の生活環境の格差の拡大が生じた。

また、家族経営の危機は経営内部的要因、特に家族関係の変化、農家子弟の重労働忌避感の強まり等によってもたらされているが、その経営内部要因は以上の経営外部要因に大きく影響を受けている。

3 統計から見る韓国の農業構造の変化と 家族経営の危機

農業構造の変化とそれと関連した家族経営の危機の動向を見るために、関連主要指標をまとめて表1に示した。

表1に整理して示したように、一一個の農業構造指標の中で兼業

農比率、動力（機械）依存率、農村労賃、五〇才以上高齢者就業率の四つの指標が年々上昇している。他方、農家戸数、農家人口、農林業就業者、家族労働依存率、三〇才以下若年農業就業者、一戸当り農家人口は年々着実に減少、低下している。

以上の指標のなかで、特に一九八〇年から一九八九年までの農家戸数、農家人口、農家世帯員数の減少率を日本と比べてみれば、農家戸数について韓国は年平均二・二％の減少率であるのに対し、日本は一・二％にすぎない。農家人口の減少率は韓国五・三％、に対し、日本一・二％、農家世帯員の場合は、韓国において一九八〇年平均韓国五・〇二名から一九八九年三・八三名で一農家当たり一・二名が減少し、日本ではそれは僅かに〇・〇六名であった。これらの数値に関する韓日間の相違は、韓国において如何に農業構造の変化、そして、家族経営の危機が急速に進行しているかを示している。

次に同じく表1によって、農業所得の家計費充足度についてみると、一九七五年一一・六％、一九八〇年九・二％、一九八五年七・九％と年々急速に低下している。すなわち、近年の韓国における農業情勢、特に農産物価格条件の悪化によって、多くの家族経営が農業所得だけでは生計を維持することが困難になって来ているのである。このこと自体が、家族経営の危機の強まりを示していると同時に、農業労働力の急減、家族経営の離農・現象の要因になっている。但し、この農業所得による家計費充足率水準を日本についてみると、一九七五年は四三・一％、一九八〇年は二四・二％、一九八五年は二二・七％であり、日本においても急速に低下している。しかし、その水準には韓日間で大きな相違があること、すなわち、家族経営の危機の程度が異なっている点に留意しておくべきである。

〈表1〉家族経営構造連関主要指標の動き

		単位	1970	1975	1980	1985	1989
農 業 構 造	1. 農家戸数	千戸	2,485	2,379	2,155	1,985	1,722
	2. 農家人口	千名	14,422	13,244	10,827	8,521	6,786
	3. 兼業農比率	(%)	—	19.4	23.8	21.2	24.9
	4. 農林業就業者	千名	4,846	5,339	4,654	3,733	3,420
	5. 家族労働依存	(%)	—	—	80.0	79.6	78.8
	6. 雇用労働依存率	(%)	16.8	16.6	11.0	12.4	13.3
	7. 動力依存率	(%)	—	—	17.6	35.9	63.4
	8. 農村労賃	(W)	—	1,467	6,509	9,134	15,162
	9. 50才以上高齢者就業率	(%)	20.5	26.6	32.2	39.8	53.0
	10. 20才以下若年農業就業者	(%)	31.7	29.2	19.9	13.9	8.5
	11. 戸当農家人口	名	5.81	5.57	5.02	4.42	3.83
農 家 収 支	12. 農業所得	千(W)	194	715	1,755	3,699	5,616
	13. 農業所得の家計費充足度	(%)	93.9	116.0	92.0	78.9	79.5
	14. 農外所得率	(%)	24.2	18.1	34.8	35.5	40.5
そ の 他	15. 小作地率	(%)	18.4	13.7	21.3	30.5	34.8
	16. 主要農機械保有台数	千台	152	418	1,065	1,791	2,297

資料：農林水産部〈農林水産統計年報〉〈農家経済主要指標〉
 経済企画院〈経済活動人口年報〉
 農林水産部〈農家経済調査結果報告〉

最後に、家族経営の危機の一つの側面として、営農会社及び農事法人という新たな経営形態の農業経営が出現してきている点を指摘しておかなければならない。一九八九年現在、韓国には三二個の依託営農会社と一個の農事法人が存在している。これらの数は、まだ極めて少数であるが、将来、韓国においてもこの側面からの家族経営の危機が重大な問題になる可能性も視野に入れておかねばならないであろう。

4 家族経営存続の意義と条件

(1) 家族経営存続の意義

家族経営は経営者・家族が所有する資源の自己雇用ということから、不況と危険(リスク)に対する強じん性をもっている。また、家族経営は、農業生産技術(有機的生産技術)の特質という点と、所有資源の自己雇用、特に家族労働力の自己雇用という点から、経営管理の面での多くの有利性をもっている。すなわち、家族経営は、その労働力の大部分を雇用労働力に依存する企業に対して、有利性をもってきたし、現在なお、その有利性に大きな変化はない。これが私経済的にみた家族経営の第1の意義である。

第2に、家族経営は「農業経営の継続性」という点からみて、次のような国民経済的・社会経済的意味ももっている。一つは、家族経営内におけるその子弟による経営資源の継承は、非農家子弟の農業への新規参入の場合に比較して、有形・無形資源に対する初期投資と経営安定化に要する時間が大幅に節約されるといって有利性である。二つは、家族経営内における後継経営者の経営教育は日常の営

農活動を通して自己の農業経営の「全体的問題解決の場」で行なわれ、これに対して、非農家子弟の新規参入経営者は農業教育施設、先進農家研修などにおける経営教育を必要とし、経営教育の質、そのための費用という点から、前者が有利である。

これらを社会的費用の観点からみれば、「家族経営内の継承の社会的費用」(家族経営外新規参入の社会的費用)の関係が成り立つといえる。

(2) 家族経営の存続の条件

家族経営の存続のためには、「経営者の労働報酬」(経営者の機会報酬)という一つの条件と、「農業を選択することによって得られる厚生」(他産業を選択することによって得られる厚生)という二つの条件を満たさなければならない。韓国の場合、第1の条件は農業所得が都市勤労者所得に近接しているという点から充足される可能性は多いと思われる。しかし、第2の条件を達成することは、農村における経済外的条件(福祉、厚生、社会保障、生活環境、など)が都市(及び他産業)に比較して大きく劣っている(格差が拡大する傾向さえある)ことから判断して、かなり困難であると思われる。従って、韓国の場合、家族経営の存続の条件としてこの条件の改善が極めて重要であると考えられる。

北タイ農村における農業経営の変容

佐藤康行

一 はじめに

これまでタイ農村の家族経営について、田坂敏雄氏と宮崎猛氏との間で論争が行われてきた。この論争は、家族周期に沿って現れる「屋敷地共住集団」と「近接居住世帯群」の共同・協同経営についての見解の相違によっている(詳細は「アジア経済」を参照されたい)。タイ農村の家族経営の原型を考える上で、家族周期に沿って親子・兄弟姉妹の共同・協同関係をみていくことは重要である。しかし、現在のタイ農村は生産関係の質労働者化と消費生活の商品経済化の浸透によって、親子や兄弟姉妹関係の共同経営が少なくなり、家族経営の原型を理解するだけでは十分な理解ができない現状が現れている。

二 北タイ農業の素描

タイ全土における田の平均所有規模は一九八二年時点で二・六・四ライ(四・二^{ha})、北タイは二・一・三ライ(三・六^{ha})で全国の中で最も小さく、なかでも調査をしたチェンマイ県・ランブーン県は八・八ライ(一・四^{ha})と零細である。タイは気候的、歴史的、文化的に東北部、北部、中央部、南部で相違しており、農業生産の規

模や種類などを始めとして生活の隅々において相違している。北タイ農業の特徴は、零細な規模に加えてラムヤイやマムアンなどの果樹栽培や木彫りが盛んなことである。調査は北タイのチェンマイ県サンパトーン郡トンケーオ村と同じく北タイのランブーン県メーター郡タカ村で行った。

三 タカ村の農業と生活

タカ村は灌漑設備が整っていないために、一期作しかおこなえず兼業に依存した生活をしており、兼業依存型と呼べる生活形態が多く見られる。農業よりも兼業収入のほうが多く、男子はこの一〇年間中東やバンコクへの出稼ぎが盛んであった。しかし、近年は中東に出稼ぎに行かずに、自宅で木彫りをしている人が増えている。三年程前に木彫りの会社が近くにできたためである。木彫りの収入が農業と比べてよいため、若い男子は経営規模に関係なく木彫りに従事している。そのため、農業は片手間で兼業に専念したりする人が増え、親族の協力が重視されなくなっている。「近接居住世帯群」(兄弟姉妹関係)は散見されるが、それらの間では普通の村人と同様に等価労働交換の関係になっている。

ところで、調査地の農村家族は次の三つに形態分類できる。一つは土地がなく小作や兼業に依存している家族、二つには土地を持っており自作や兼業をしている家族、最後に商売や公務員をしており自らは耕作しない家族の三つに分類できる。この三分類はこれまで階層を形成してきたものであるが、こんにちこの分類がそのまま階層を形成しているわけではない。というのは、タカ村などでは経営

規模に関係なく農外就労の兼業化が進んでおり、兼業収入が家計の大半を占めているとともに、家族員がそれぞれ別々の仕事をしている多就労の家族労働が行われているからである。土地のない人は小作より木彫りのほうが収入がよいため、兼業に力を入れていくし、中流以上の比較的兼業収入の多い家では、自分たちが農作業をせず兼業に専念し、寄生地主化する傾向が見られる。

四 トンケーオ村の農業と生活

トンケーオ村は灌漑設備が整っており、年間を通じて二期作ができるため、一年を通じて農業を中心とした農業依存型の生活を送っている。農業が生活において占める意味が大きく、農作業において互いに助け合うアオ・ムー関係が多い。トンケーオ村の場合、中層といえるほど大規模な経営を営んでいる家がなく、全戸が零細なし土地なし層からなっている。それでも田畑を所有している農家は稲作プラス大豆、ニンニク、キャベツなどの複合経営を行っている。大豆は昨年から大企業が輸出向けに村人に生産を依頼してきたものであるが、これは田畑をある程度所有している階層には複合化の促進と収入増になるが、土地のない人には人夫として日雇いに従事するしかなく、必ずしも収入増にはなっていない。大豆を含めて畑作物は一般に親族間の共同・協同は見られず、全員賃雇いで賄われている。家族計画とあいまって一人っ子が多く見られるが、これは比較的裕福な家では子供を少なくして田が分散しないようにしているためである。従って、現代は「屋敷地共住集団」が少なくなり、多くの場合が祖父父母や親の世代の「近接居住世帯群」が見られるもの

の、親族とは協同作業（労働交換）が行われているにすぎない。

五 おわりに

以上から、村によって条件を異にするものの、現在は若者の都市への流出が加速化されているとともに、家族計画の実施とあいまって子ども数が減少し、「屋敷地共住集団」それ自体が少なくなっていることがあげられる。そのため、親子による共同は少なくなり、親族による農作業は協同（労働交換）が大半を占めている状態にある。さらに、大企業が農村に参入し、兼業や複合経営が増加し、家族員の多就労化が進んでいる。一言で言えば、従来の土地に依拠した家族農業形態が生産関係の賃労働化と生活面での商品経済の浸透によって変化していると言えるだろう。

最後に、近年の農村開発について取り上げよう。タカ村ではリーダーを中心に、トンケーオ村ではNGO（民間援助団体）の指導によってそれぞれ農村開発が行われているが、これらは村人の集団化を図り、村人の生活を助けるためにつくられている。たとえば、貯蓄組合や米銀行などが結成され、借金や借米が低利子でできるようになっている。こうした農村開発の諸側面は、親族の範囲を越えて村人の生活を支えている。親族機能が有していた多様な機能が縮小し、代わって村落や集団がこれまでの親族機能の一部を担い、村落生活の中で占める意味が大きくなっている。

一九九一年度第二回研究会

日時 一九九一年七月十三日

場所 同志社大学徳照館一階会議室

出席者 鳥越皓之、熊谷 愛、長谷川昭彦、高橋明善、黒柳晴夫、松本通晴、河村能夫、泉 幽香、木村 都、清水由文、徳野貞雄、北原 淳、高木正明、交野正芳、杉岡直人、黒崎八洲次良、磯辺俊彦、関 順也、光吉利之、霧 理恵子、藤井 勝、金 相圭、山本正和、久保美紀、藤井和佳、田中里美、川上千佳、満田久義、西村 卓、庄司俊作

「イエ・ムラ理論」の現代的総括

農民家族の変動——覚え書——

光 吉利 之

一 問題状況

(一) いわゆる「イエ・ムラ論」では、イエとムラをそれぞれ個別に扱うのではなく、この二つのキイ概念を結びつける「関係」自体の解明が、重要な課題となるように思われる。この関係にはムラ（独立変数）のイエ（従属変数）に対する作用側面と、逆に、イ

エ（独立変数）のムラ（従属変数）に対する作用側面の二つが含まれる。従来の「イエ・ムラ論」では、この関係はどのように捉えられてきたか。さしあたり論点を明確にするために、有賀喜左衛門の「家連合論」に示されたイエとムラとの構造的な関連についての見解を検討しよう。

(一) 有賀はムラを、「生活共同体」としてのイエが「他の家と生活上の種々の契機について結合している共同関係」すなわち「基礎的な聚落的家連合」（同族型家連合と組型家連合）の「複雑な併存、交錯による拡大」として捉える。ただし、聚落的家連合は単なるイエの拡大ではなく、ムラも同様に単なる聚落的家連合ではない。それぞれは「独立した社会関係」としての独立性と自律性をもつ。しかし他方では、この三つのレベルの「生活共同体」の間にも「相互に規定し合う密接な関係」が強調される。ここでは、イエは聚落的家連合を媒介にしてムラに作用するとともに、逆にムラは聚落的家連合を媒介にしてイエに作用するという相互規定的な関係が想定されている。

(二) 有賀の「イエ・ムラ論」が、イエ制度を頑強に基底とする社会構造の解明に向けられており、そこに日本の「社会関係の民族的性格」すなわち「日本の個人的特質」を見出そうとする問題関心が作用していたことは、しばしば指摘されるとおりである。しかし、このようなイエとムラに日本の個性を見出そうとする発想は、他方では有賀の意図とは別に、戦後の初期には、それが日本農村の近代性¹¹後進性を体現するものとして位置づけられ、戦後の民主化路線のなかで、封建性の克服のための理論的な足場としても機能するようになる。戦後に一時期を画するほど多く語られた

「家連合」をめぐる論議は、このような現実的課題にも対応するものであったといえよう。

ところで、このような「イエ・ムラ論」の立場は、農地改革による地主土地所有者の解体という客観的事態の変化に応じて、漸次転換を迫られる。すなわち地主制の解体という現実の変化に対応して、「日本農村の歴史的段階を世界史的発展段階の一般図式のなかに位置づけ」、「日本資本主義の発展段階に即した村落の存在形態を段階的に究明する」（田原晋和）という新しい課題への転換である。いわゆる村落共同体論はこのような要請に対する農村社会学の対応であったといつてよいが、その結果として「研究对象を村落内部の構造分析から、全社会体制のなかでの村落の機能的な位置づけに拡大ないし移行させ」（田原晋和）ることになった。その後の農村社会学は村落共同体論につづいて農人層分解論へ、さらにムラの解体論へとその論点を移行させてきたが、これらは、いずれも基本的には村落共同体論の系譜につながっているといえよう。

しかし他方では、このような問題関心の推移にもかかわらず、日本の村落社会の世界史的な普遍的展開を逆に規定し、その歴史的展開を「個性づける」ところの構造的な基層に対する関心は持ちつづけられ、その解明を志向する「イエ・ムラ論」の有効性と限界も問われつづけられてきたように思われる。

四 ところで、最近の日本の村落社会は、様ざまの局面で顕著な変動を示している。この変動は基本的には昭和三十年代を起点とする経済の高度成長過程、さらに昭和五十年代にはじまる経済の国際化ないし自由化の過程に対応しているが、この過程でイエにつ

いては兼業の拡大と深化、家族協業体制の動揺、家業継承問題などの伝統的なイエの構造変動に結びつく諸現象が顕在化し、さらに、イエ連合(同族組織)の性格も、これらの変動に対応する変化をみせている。ムラについても、過疎化・混住化現象やムラの枠をこえた共同組織ないし生活諸関係の地域的拡大と複合が一般化する。さらに、このようなイエとムラの変化に関連して、イエとムラとの構造的な関連についても、「イエ・ムラ論」的パラダイムからは説明しきれない、あるいは透視しがたい問題局面が一層顕著になろうとしているようにみえる。そこで、以下本報告では、とくに日本における農民家族の現代的变化に焦点を合わせて、「イエ・ムラ論」がもつ現代的意義について若干の考察を試みる。

二 現代農村におけるイエとイエ連合の存在形態

(一) 家族構成の変化に示された戦後日本の家族変動の基本的な特徴は、一九五〇年代半ばにはじまるいわゆる「核家族化」の急速な進行にもかかわらず、親子二世代家族の同居による直系家族世帯が根強く存在しているという事実を示されている。とりわけ農村家族では都市家族に比べてこの傾向が顕著であり、少なくとも居住形態については、伝統的なタイプから大幅に変化した証拠は見出せない。しかし、その内部構造に立ち入ってみると、家族生活の全局面にわたって伝統的なイエの概念では説明しきれない新しい要素が出現しつづめることに注目する必要がある。

まず農家の就業構造についてみよう。農家労働力の配置については兼業化の一層の進行が指摘されている。とりわけ近年の兼業

化は、「他産業従事が主、農業従事が従」とするものの急増、すなわち「兼業化の深化」、兼業の「恒常的勤務化」、農家主婦の農外就労をまき込んだ「多就業化」を特徴とすること、このような兼業化に加えて、機械化の進展に伴う農作業受委託の一般化によって、家族協業体制の解体も指摘されている(井上和衛)。

このような就業構造における変化は、家族生活の他の局面の変動とも連動している。一九六八年に実施された岡山県下農村の反復調査(柿崎京一・民秋言)では、県南臨海工業地域の開発に伴う農外就業の拡大の中で、家族構成上に大きな変化はみられないにもかかわらず、その内部構造においては、農作業における単独作業の増加、家事分担における嫁・姑の協力機会の減少、家計費の源泉や家計管理などにおける親世代・子世代の分離傾向が指摘され、家族意識においても伝統的なイエ規範的部分的修正がみられることが明らかにされている。また神奈川県下の混住化地域における反復調査(東京都立大学社会学福祉学研究室)でも、一九六五年以降の一三年間をつうじて家族構成上の変化はなく、その内部構造についても、対外的には親子両家族の一戸前としての行動が顕著であり、日常生活面でも高い共同度を示したが、家計については分離への傾向が顕著にみとめられ、若い世代でのイエ規範の支持率も低下しているという知見がえられている。このような家族意識の世代間の変化は、奈良県下の農村研究(光吉利之)でも確認されている。イエの連続性意識のうち「先祖祭祀」は親子両世代ともに高い支持率をえているが、「長男の同居・扶養責任」などの項目では、親子世代間に顕著な相違が示され、「あつぎ」の役割に対する期待も、子世代ではイエの連続性に結びついた地

位としてではなく、むしろ親子関係に関わる地位として認識されていることが明らかにされている。

(一) 基礎的な聚落的イエ連合(同族組織)についてはどうか。明治期以降の同族結合を、ムラの支配関係の基本的な要因としては強調しえないこと、すなわち近代日本の村落の原型を寄生地主制に対応するものとみれば、この段階では手作地主段階に対応する同族結合が変質・解体の方向に向かうことは、つとに指摘されているところである。このように、イエとムラを結びつけるイエ連合の媒介変数的機能はすでに明治期から衰退の方向に向っているが、この傾向は最近の農民家族の変質に対応して、一層加速しつつあるとみてよい。本分家間の系譜の認知による同族組織の構成自体には大きな変化はなくとも、本家による分家統制や分家扶養、本分家間の庇護・奉仕関係に止まらず、生産活動や生活諸関係における協力関係も大幅に後退していることは否定しえない。

三 農民家族の変動をどう捉えるか。

(一) 以上のような農民家族の現代的变化は、何を意味するのか。本報告ではこれを総体として進行する「個別化」の過程と捉えよう。ここで「個別化」とは家族生活の維持に必要とされる「家族状況」(生産・収入獲得活動や分業・勢力関係などの役割配分に関する役割体系、住宅や耐久消費財などの装置の消費や利用がパタン化された消費体系、家族成員間で調整された時間的・空間的な習慣的生活行動がパタン化された習慣体系)と、「家族規範」(家族員の配置を規制する成員に関する規範、相続や継承などの個々の成員と装置との関係を規制する所有に関する規範、分業・勢力関係

などを直接規制する役割に関する規範)の二つの次元における自律性の強化を意味している。この個別化には三つのレベルの単位が想定される。第一はイエ連合およびムラからの家族(世帯)単位の個別化、第二は家族内での世代(親世代・子世代)単位の個別化、第三は家族内での個人単位の個別化である。現状では、個人レベルの個別化が進行しているとは言いい切れないにしても、少なくとも世帯レベルと世代レベルでの個別化現象が顕著になりつつあるといえるのではないか。第一の個別化は単位家族(世帯)の外部社会からの自律化過程であり、第二の個別化は、集団としての家族(世帯)内部における各世代の自律化過程を意味している。

(二) このような農民家族の個別化過程は、家族の基本構造における変動と関連している。戦後の日本の家族変動を、伝統的「直系家族」(イエ)から近代「夫婦家族」への類型転換としてとらえるという発想については一般的な合意がえられているように思われる。この変動図式は都市家族についてのみではなく、農村家族をも含む全体としての日本の家族についての変動パラダイムであるといつてよい。しかし農民家族の現状は、直系家族(イエ)か夫婦家族かという二分法的発想では説明しつくせない複雑な様相を示している点に特別の注意が必要である。それは現代日本の農民家族が、直系家族(イエ)と夫婦家族という両極間の連続線上の中間点に位置しており、前述した「家族状況」次元と「家族規範」次元のいずれにおいても、直系家族的要素と夫婦家族的要素とを混在させていることによる。第二節で紹介した農民家族の現状についての指摘は、この二つの異質の要素の混在状況を明らかにし

ている。にも拘らず日本の農民家族も、その大筋からいって夫婦家族への移行を示していることも否定できない。また、この両極間の移行の程度によって、個別化傾向も強化されよう。

(三) ところで「イエ・ムラ論」は、本来イエとムラとの間の相互規定的関係の解明を中心的な課題としてきた。そこで最後にこの関係を、さきに述べた農民家族の変動方向に関連させて明らかにしよう。昭和三十年代にはじまる高度成長の経済過程は、農村地域の産業構造の変動を媒介にして、農業の生産基盤に大きな影響を及ぼすとともに、伝統的なムラ自体の変容をも導いた。とりわけ当面の課題からいって、ムラの範疇をこえて拡大した農村地域社会における産業構造の変動が、農家労働力の社会移動を媒介にしてムラとイエに直接作用するという事態に注目しよう。地域の産業構造の再編成には、第一に工場の地方進出に伴う地域労働市場の展開によって、周辺の農村地域の農家労働力が直接工業労働力に転化するタイプと、第二に農村工業化が進行せず、農家労働力の地域外への移動を強制するタイプが考えられるが、第一のタイプでは、農家労働力は「在宅就業」の形を、第二タイプでは、「出稼ぎ」、「就業離村」の形をとるのが一般的である。しかし、いずれのタイプの場合でも、農家労働力の伝統的なムラの範疇をこえたより広域にわたる社会移動を促進し、農民家族のムラの範疇をこえた「職場」との関係が強調されよう。それに加えて、農家構成員それぞれが異質の職業を選択する結果、家族単位でみれば「多就業」形態をとり、この関係は一層拡散する。このように、地域の産業構造の変化は、農民の社会移動を媒介にして、一方では伝統的なムラの変容を導き、他方では農民家族のもつイエとし

ての特質に対しても無視しえない作用をおよぼす。

ムラに關していえば、これまでの共同体的所有関係がもつ意味は著しく限定され、小農的な相互依存に基づく共同態としてのムラ自体も生産・分配に關する諸組織や生活諸關係のムラの枠をこえた拡大、あるいは中心城市への農家労働力の吸収によって、その意味は一層限定されてくる。また、伝統的なムラ規範の農民の行動に対する拘束力も弱まらざるをえない。このような伝統的なムラの農民家族に対してもつ規定力の弱体化に対応して、より拡大した地域社会（とりわけ職場を中心とする地域範疇）の規定性が強化されよう。

他方イエに關していえば、農家労働力の社会移動（職業移動・地域移動）を媒介にして、その内部構造の諸局面、とりわけ役割体系、消費体系、習慣体系などから構成される「家族状況」局面と、成員、所有、役割に關する「家族規範」局面における夫婦家族化ないし個別化が促進されるであろうことが予想される。このようにみれば、現段階における農民家族の変動に限っていえば、「イエ・ムラ論」的発想よりも、農家労働力の配置状況と家族との関連、いかえれば「仕事（職業）と家族」の視点がむしろ有効であるようにも思える。

四 しかし、このように地域産業構造の再編成を軸とする農家労働力の再配置は、その当然の帰結として兼業化を促進したにもかかわらず、他方では土地の零細所有と小経営を廃業させるまでには至っていないという事態にも注目する必要がある。依然として、自作農的小経営を基盤として成立している日本のムラは、小農的な相互依存にもとづく共同關係、とりわけ「土地保全」や「農地

移動」などに対しても、その意味を完全に失っているとは言いが切れない。ムラは、伝統的なムラ規範とともに、農民家族の「個別化」ないし「夫婦家族化」への移行に対しても、限定されたとはいえ、なお相応の規定力を維持しているように見える。「イエ・ムラ論」の本来の問題関心が、日本社会を「個性づける」構造的な基層の解明にあったとすれば、農村社会学の研究史に示されたイエとムラへの着目は、このような意味で現時点においてもなお有効な視点であるというべきであろう。

現代村落研究の展開——覚え書——

松本 通晴

一 はじめに

村落社会研究会（宿題委員会）から筆者に要請された研究会の報告課題は括弧つきの「『イエ・ムラ理論』の現代的総括」であった。この場合「イエ・ムラ理論」はいつ、誰によって提示され、何を指しているのか、が筆者にとってそのとき不明確であったし、また、現代的総括のことばによっても何が筆者に期待されているのかが曖昧なままであった。いま考えてみると、こんな状態での依頼と承諾からの出発であった。相互に報告課題の意味することについて反問のしようのない自明の雰囲気があったのかも知れない。しかし、それには筆者（現事務局担当）の方にも責任があったように思う。去る一九九〇年の十二月、「村落社会研究会事務局から

の呼びかけ」（『研究通信』一九九一年七月、特別号）に依じて研究会会員から寄せられた共通課題名への回答はすでに事務局から提示された一定の方向性の枠内での選択という性格もあり、この方向性の中に共通課題への要請として「『イエ・ムラ』論の意義と問題点に関する現代的総括」という表現が含まれていたためである。これによって、多数の会員はこの選択肢に同意をしたことを受けて、研究会でも予備的に論議しておこうという運びとなった。それはともかく、筆者は「イエ・ムラ理論」の現代的総括の意味するところについてしばらくのあいだ模索しつづけた。

二 一九七〇年の「イエ・ムラ理論」

右の報告課題の内容を豊かにし、そのうえ鮮明にするために、まず、筆者は村研年報（三五冊）と『研究通信』（一号〜一六四号）とを基本資料とすることにした。そこには共通課題名があり、研究会をふくめ大会の共同討論の総括がしるされ、村研の基本方向が見られるからである。

1、しかし、すでに早期（一九六四年）に、「伝統的農村論」の名のもとに「家・同族およびむら（部落）」が含まれたことがあり、当時、同族結合対講組結合説、農村共同体説などとともに、それらは「現実の農村の動きを分析理解する用具としてのメスの鋭さを失ってしまっている」として、「新しい農村社会学」*が要請された。

* 柴田精一・神谷慶治編「現代日本の農業と農民」農業総合研究所、一九六四年、八九ページ。

ここでは「イエ・ムラ理論」でなく「伝統的農村論」のことばが

採用されている。

2、『研究通信』を第一号(一九五三年)から捲つてくると、第七〇号(一九七〇年)にいたつて安原茂会員の研究会報告「現段階における村落研究の問題」の中で、「イエとムラの理論」のことが登場してくるのを発見する。初めての表現であつたように見受けられる。安原はそこにおいて、「戦前の農村社会の理解は、イエとムラの理論としてとらえられてきた。有賀の家連合の理論もこれをイエとムラの理論とみることができるとし、鈴木もまたその研究の中で、日本の現時の農村界を理解するときの基礎的範疇は、イエと自然村であるとしていた」とし、しかし、いまやイエとムラの理論の歴史的限界が問題にされていると見た。このとき、村研の共通課題は「村落社会研究の方法」であつた。それ以後、安原はこの共通課題の共同討論を総括した論文(『村落社会研究』第八集所収、一九七二年)の中で、この「イエとムラの理論」の表現を「イエ・ムラ理論」にかえて使用しようと思つている。3、右の共通課題「村落社会研究の方法」の報告者の一人、安孫子麟会員は、この「イエ・ムラ理論」を真正面からとりあげた*。その中で、「イエ・ムラ理論」の代表者を有賀喜左衛門(その論文「都市社会学の課題」『著作集』Ⅷ所収)にもとめ、その意味するところを「家が家連合の性格を強く規定し、家連合が村落社会の性格を強く規定する」という視点として理解したうえで、「イエ・ムラ理論」の歴史的段階規定および日本の特質傾向把握の曖昧さを指摘した。しかし他方では、全社会機構のなかにあつて「狭い意味での村落社会研究を脱する観点」が必要であるとされつつ、「『イエ・ムラ理論』を発展的に継承する」ことがい

ま必要であるとも主張されている。この発展的継承とは歴史的段階規定を明確にして「新しい基本的社会関係」を特徴づけることである。

*安孫子麟「村落社会研究の課題と方法」『村落社会研究』第七集所収、一九七一年。

この安孫子会員の「イエ・ムラ理論」の総括はさきに安原会員が指摘した鈴木理論を欠くとはいへ、二〇年後の今日においてもよく行届いて基本的であり、かつ有用である。

そこで、筆者には今後二つの研究の展開の方向が考えられる。一つは、安孫子が一九七〇年に行つた総括とおなじように、一九九一年においても「イエ・ムラ理論」を総括することである。この二〇年間の農村社会の実態の変動と、その間の理論推移とをふまえて、再度、「イエ・ムラ理論」の有効性について現段階において吟味するのである。二つには、安孫子が「社会学研究者が総力を挙げるべき課題」であるとされた「新しい基本的社会関係」とは何かについてその性格を鮮明にするところみである。筆者は安孫子論文の総括の基本的主張をさらに一步すすめてゆく必要性を感じとりながらも、この報告では後者の展開の方向を選ぶことにした。すなわち、筆者は戦後四〇年間の村落社会研究の成果を継承しながら、今後現代村落の研究をどのように展開しうるのか、との課題をあたえられたことにし、それで、この課題にこたえて次の三つの展開軸を用意することにした。①現代村落の歴史的展開について、②現代日本社会の特質把握について、③農村の比較研究について、である。

三 「イエ・ムラ理論」のその後と、共通課題の論点整理

戦後の村落社会研究において、社会学の側から「イエ・ムラ理論」の名称を提唱することは積極的でなかった。一九七〇年にいたって初めて登場したように思う。それには一九六四年から数カ年にわたる村研の「むらの解体」の厳しい論議を前提としていたためである。しかし、その時期を過ぎて、共通課題名も移行すると、直接的には「イエ・ムラ理論」は『研究通信』誌上から消えていった感がある。再びこのイエ（農家）とムラ（村落）が現われるのは、一九八五年以降の「土地所有・利用」と、一九八八年以降の「農村社会編成」の論議に関連してであった。前者においては土地所有・利用にたいするイエ（農家）とムラ（村落）の役割が、後者においては転換期のイエ（農家）とムラ（村落）の動態が、それぞれ論議されようとしたからである。しかし、組織的な論議にはいたらなかった。そのため今日、再び「イエ・ムラ理論」の総括がもたらされているのであろう。イエと家族、ムラと村落の概念についてもまだ不整合である。

村落社会研究会がこの農業家族（イエ）と村落（ムラ）とを基本軸にして研究を展開させることは当然のことであるが、同時に、現代村落を今後どのように展開していくのかについての課題も重要なものとして提起されよう。このことについて、戦後の共通課題の論点整理（年報収録）のなかにすでに示唆され有用な観念が提出されている。これらを要約して次に掲げてみよう。

- 1、一九五四〜六三。「村落研究十年の歩み」後藤和夫執筆、以下同。論点(1)同族結合、(2)村落構造（枠組の拡大）、(3)村落共同体論、(4)外国研究を省略
- 2、一九六六。「『むら』の解体の論点」島崎稔、中野卓。論点(1)

むらとは、村落とは、(2)むらの解体（農業、村落崩壊の色濃い）、(3)村落の比較のうちに日本農村の検討を今後にすすめていくことの重要性。

- 3、一九六九。「村落社会変化の推進力」安原茂。論点(1)農民層の規定、(2)村落内部構造変化の分析→構造を支える基底の変化の究明。
- 4、一九七二。「村落社会研究の方法」安原茂。論点(1)ムラとは何か、(2)日本社会理解へのキーポイントか。
- 5、一九七四。「村落（農村）と都市」嶋田隆。論点(1)村落を考察の中心にすえた都市との関連、(2)日本社会とは。
- 6、一九七六。「日本資本主義と家」高山隆三、安原茂。論点(1)戦前期、(2)戦後期（むらの基本的構成要素としての家の変化）。
- 7、一九七八。「村落生活の変化と現状」蓮見音彦。論点(1)農民生活の破壊、(2)村落生活の主體的再編成。
- 8、一九八〇〜八二。「農村自治」島崎稔、安原茂、高山隆三、岩本由輝、高橋正郎、岩崎信彦。論点(1)戦前と戦後の農村自治、農村計画、(2)部落と自治、(3)国家政策と自治。
- 9、一九八五。「農政と村落」高橋正郎、中田実。論点(1)農政の論理（効率化、支配）と村落の論理（主體的組替え）、(2)パラダイムの転換をはかる時期。
- 10、一九八八。「集団的土地利用」東敏雄、吉沢四郎。論点(1)村落の共通認識がない、(2)集落とは、(3)海外農村との比較研究の必要。

以上のことは二つの方向において整理することを可能とさせる。その一つは時系列的に見て、共通課題およびその論点が一九七〇年

を分岐点にしているということである。すなわち前期では戦前期の継承、村落共同体、むらの解体という村落への視点が中心であり、後期では日本資本主義、都市、農政にたいする農民の生活変化、家の変動、土地、自治などの構図である。第二の方向は研究枠組にかわり、「イエ・ムラ理論」（一九七〇年）の存立根拠の吟味と視野の拡大、すなわち日本資本主義（一九七六）、日本社会の特質（一九七二、七四）、さらには比較研究（一九六六、八八）にかかわらせてパラダイムの転換（一九八五）を志向していることである。

四 現代村落研究の展開(1) — 歴史的展開について —

さきに安孫子会員から「イエ・ムラ理論」の発展的継承のために、村落の新しい基本的社会関係を性格つけるよう社会学者にもとめられていることをしるした。それに応じて、一つの基礎的な作業を提示しよう。

1. 現代村落の性格規定 — 歴史的発展との関連 —

いままで社会学の研究史には村落の発展段階を提起し、または示唆したところがいくつがある。そこには新しい基本的社会関係の性格規定が見られるのである。

- (1) 鈴木栄太郎『日本農村社会学原理』（一九四〇）。鈴木は都市化（すなわち社会的風化）の程度によって日本の村を三分類した。

講中村 — 産業組合村 — 農場村（多角型農業経営農家の集まれる村。単に地域的に相近接する人々の村。来住者多数、社会的流動激化、社会分化、各農家の利害不一致、信仰、娯楽の共同欠如、競争と対立）。

- (2) 臼井一尚『社会学論集』。「共同社会考」（一九四九） — 「利益社会考」（一九五六）。|| 集合社会。開放性、広大性、異質性、生活の分離、対自性、抽象性、普遍性、変動性、非情性など）。

- (3) 福武直『日本農村の社会的性格』（一九四九）、「現代日本における村落共同体の存在形態」（一九五〇）。同族結合の村 — 講組結合の村 — 地域社会（単なる地域社会生活にもとづく社会的拘束）。

- (4) 蓮見音彦『現代農村の社会学』（一九七〇）。前近代的村落 — 近代的村落（開放的構成、集落の連帯性の弛緩、ときにその境界の消失、成員は自由な行動、他から生産と生活の保障がない、成功と没落、平等性の喪失、異質的、共有地の喪失、共同体の解体後の村落）。

- (5) 長谷川昭彦『地域の社会学』（一九八七）。村落共同体 — 村落競合体 — 村落複合体（高度経済成長以降の農村。個人、農家の異質化、農家の兼業化、異質者の複合体。混住社会、広域の地域社会のなかに含まれる）。

- (6) 相川良彦『集落活動の展開と論理』（『研究通信』一四五、一九八六）。集落（利益社会。利害を異にする農家同士の意見調整をする場、他方、地縁により結ばれる基礎集団）。

これらの村落発展段階論は社会学者によってころみられたものすべてではない。それらは筆者の知り得た範囲のものにすぎないのである。そしてまた、現代村落は廃村・消滅となり、村落の解消ともなる事例が見られるので、現代村落のすべてに発展段階論が適用されるわけでもない。しかし、現代村落は一方に共同

体的なむらの解体の事態を見せながら、他方では歴史的展開として利益社会的性格を実現するものと仮定されている。このことはいっそう厳密に吟味し、機械的適用を避けて実証されなければならぬ。この点に関連して、蓮見音彦会員は著書『苦悩する農村』（一九九〇）のなかで、今日の家や村落を、伝統的な物質的な外枠をのこして内実（内部）が夫婦単位、個人別になって空洞化した状態として理解している。われわれにはより説得力のある主張である。

2、混住化社会・地域社会

現代村落は一面、右の新しい社会関係を内容とするが、同時に一九七〇年を前後して混住化社会ないしは広域の地域社会のなかに包摂されてきている。その事例が多く現われている。

二宮哲雄・中藤康俊・橋本和幸編『混住化社会とコミュニティ』（一九八五）はこの問題の先駆的研究である。ここで、「混住化社会とは、従来主として農家のみによって構成されていた農村村落が、非農家が流入してきたことによって変貌を遂げ、新しいタイプの地域社会として性格づけられることを余儀なくされてきた社会である」と規定される。しかし、この定義では、村落と都市の性格規定が十分でない。

蓮見音彦編『地域社会学』（一九九一）は高度経済成長の進行に伴って、都市社会学や農村社会学の研究対象が不明確となり、それに都市・農村内部の社会構造分析も不十分となり、そこから都市と農村の関連のなかに地域社会の成立を見て、さらにそれを現代社会の総体的な構造とも関連づける立場を提示する。

この混住化社会や地域社会への展開は、現代村落を不可避的に

都市と関連づける研究の構図である。しかしこの場合、都市をどのように性格規定するのが今後問われてくるであろう。

五 現代村落研究の展開(2)——日本社会の特質把握について——
有賀喜左衛門の著作集（I-XI）のなかで、「イエ・ムラ理論」が農村に限定されないで、都市にも拡大し適用されることをもっともよく示したのは、さきに挙げた論文「都市社会学の課題」である。そこにはさらに、民族文化の特質傾向も考えられている。

これとは立場をことにして、中田実、高橋明善、坂井達朗、岩崎信彦編『リーディングス日本の社会学6 農村』（一九八六）も、「農村社会についての基本的認識をもつことは、伝統家族（いえ）についてと同様、わが国社会の理解になお欠くことのできないものである」（中田）と述べている。ここで、中田はその主張の根拠を明確に示していないものの、一九八六年執筆の論文であることに注目しておきたい。なぜなら、蓮見音彦の『地域社会学』（前出）では、「少なくとも高度経済成長期までは農村社会をどのようなものとして位置づけるかということが日本社会の把握にとってきわめて重要なものと考えられることが多かった」（一九九一）とし、改めて高度経済成長期以降の日本社会と都市に対して、「イエ・ムラ理論」の有効性が問われていることを指し示しているからである。

この「イエ・ムラ」、または村落を日本社会の特質把握の観点とすることの有効性をめぐってはすでに共通課題の討論（一九七二、七四）でもとりあげられてきたが、次のいくつかの文献もそれに該当しよう。

(1) 神島二郎『近代日本の精神構造』（一九六一）。近代日本の秩序

の原型としての自然村。都市における擬制村の成立。

(2)宮本常一『民族のふるさと』(一九六五)。都市の中の田舎(ふるさと)の設。

(3)高橋勇悦『都市化の社会心理—日本人の故郷喪失』(一九七四)。都会人とその故郷。

(4)松本通晴『都市の同郷団体の性格』(『京都市政調査会報』六八、一九八七)。都市のなかのむらの状況。

また、「イエ・ムラ」とは別に、過疎地域の高齢者、農村環境破壊の観点からも、現代日本の社会問題に接近することができる。

さらに、光吉利之、松本通晴、正岡寛司編『リーディングス日本の社会学3 伝統家族』(一九八六)も、「伝統家族論は現代家族論に対してはもちろんのこと、日本社会構造論に対しても、『日本的なもの』を把握するために有効な視点を提供してきた」(光吉)という。この論文も一九八六年執筆のものであった。そして次の文献も参考になろう。

(5)川島武宜『日本社会の家族的構成』(一九四八)。「家族制度の生活原理は家族の内部においてだけでなく、その外部においても自らを反射する。」「家族外の世界においても人は多くの結合関係をつくる。ここでの結合をつくる人間は家族的結合しか知らぬ人間である。かれらは家族的にしか人の結合関係を意識することができない。日本の社会は家族および家族的結合から成っている。」

(6)R・P・ドリア『都市の日本人』(一九五八)。日本では、家族外の社会集団の構造を家族の型に擬する習慣があつて、それは他国の社会ではめったにないような一貫性をもって発達してきた。

(7)中野卓『商家同族団の研究』(一九六四)。商家の家連合(暖簾内)。

(8)松本通晴『京都「老舗」研究』(同志社大学人文科学研究所『社会科学』二三、一九七七)。商工家の家連合。

(9)森岡清美『真宗教団と「家」制度』(一九六二)。

(10)間宏『日本労務管理史研究』(一九六四)。経営家族主義。

(11)福島正夫『日本資本主義と「家」制度』(一九六七)。財閥の家。

(12)安岡重明『財閥形成史の研究』(一九七〇)。財閥の家(三井家)。

(13)他方、家概念の適用困難な事例として、妻訪い、別居隠居、末子相続、双系親族などの多様な庶民家族の文化をあげることができる。

以上のようにして、日本社会の諸領域に見られるイエとムラの特質傾向を明らかにしてきたが、それによって次の諸点を指摘することができると思う。

まず、上記の諸研究は主要には一九七〇年以前の著作でなかったか。七〇年以降では「日本的集団主義」の論議のばあいをのぞいて、「イエ・ムラ理論」が登場することが少なく、後退したように見受けられる。しかし、『伝統家族』(光吉)と『農村』(中田)の編者はいずれも、一九八六年の著作において、なお日本社会の理解にとつてイエとムラは重要であると主張する。それゆえ、この一九七〇年以降の日本社会の変動について、われわれはいっそうその実態を明らかにすることがもとめられる。すでに多領域に、イエとムラに準拠しない個人の選択、個人的行動が表層において顕在しているからである。

第二に、イエとムラは七〇年以降一組の「イエ・ムラ」の枠組みから分裂し、それぞれは分離して日本社会の基層を特徴づける。そし

てそのばあいの適用範囲も縮小してきたといえるようである。

六 現代村落研究の展開(3) — 農村比較研究のために —

農村の比較研究は村研の論議のなかでも要請されてきたが(一九六六、八八)、十分にみられなかった。そして中田実会員(前掲書)は「日本村落社会の構造の特殊『民族的性格』の強調から、外国とくに先進資本主義諸国の農村社会学との理論的交流や国際比較の試みは、ほとんどみられなかった。…全体としてはほとんど未開拓の分野である」(一九八六)という。実際、これまでの村研年報三五冊に掲載されている論文数二四八点のうち外国農村を主題としたものはわずかに一点にとどまったことから、この主張は首肯できる。

しかし、ここには個々の研究会会員による比較研究の成果は含まれていない。そのために、改めて年報「研究動向欄」を見るか、それとも今後のいっそうの研究の展開のために、会員による既発表の外国農村研究一覧を『研究通信』に掲載するかのいずれかの方法がのぞまれるのである。そうしたことは国際的役割にも応えることになるだろう。

七 むすび

最後に、安孫子麟会員が一九七〇年に「イエ・ムラ理論」の発展的継承を説いてからちょうど二〇年になる。この間、どのように発展的継承が見られたのだろうか。それとも、「イエ・ムラ理論」からの「パラダイムの転換をはかる時期」(一九八五)の発言はこのことへの回答なのであろうか。

しかし筆者はまず、現代村落研究の展開可能性を覚え書きとしてしるしてみたのである。そこには、イエとムラの変動過程に注目しながらも、他面、イエとムラはなんらかの形で存続しつつ、同時にこの現代村落は新しい社会関係を実現し、広域の地域社会のなかにも包摂される事態を見とって、それにも注目する必要を主張したのである。

〈討論要旨〉

司会(交野正芳会員)「今日の報告で共通していたのは、現代の日本社会の現実というものが、すでにイエ・ムラ論では説明できないという点であり、新たな示唆、問題提起があった。「日本農業・農村研究の課題を求めて」という共通課題に、従来のイエ・ムラ論が応え得るのか。「国際比較」のテーマも含めて、さらに視野を広げての論議をしていただければと思う。」

一 イエ・ムラ論について

まず高橋明善会員から、「お二人の発表から、イエ・ムラ論を卒業したという印象をうけた。それなら、新しい再論・構成原理をどうつくるのか。例えば、環境保全を含むあたらしい土地利用秩序を考える場合、イエ的所有、ムラの合意形成をどうするかを抜きしにでは考えられない。単に農業的利用だけでなく、財産的利用、生活的利用、公共的利用、つまりイエ的所有やムラの問題を考えていかざるを得ないのではないか。農民にとっては部落が家族のつきに大事であって、何かをやるという場合、そこにつながっていく。行

動の母体、ものを考える母体を形成している。そういうアイデンティティの面も見ていかななくてはならない。また先頃、福武賞を受賞した『女たちの生活ネットワーク』を見ると、安全な食品を手に入れたいという都市のエネルギーには非常に強いものがあり、都市と農村とのネットワークができています。都市と農村をリンクした構造の、新しい原理ができています。日本の社会保障・社会福祉を考える場合も、日本的な特性を抜きにしては考えられず、ポランティアや家族が重要な役割をもつ。ポランティアの問題も都市と農村のネットワークに関わる。いざ新しいものをつくらうとする場合、イエの問題、ムラの問題を抜きにしては考えられない」と、多岐にわたる問題提起があった。

これに対し、光吉会員から「イエ・ムラをどう定義するかという問題に関わるが、限定した意味でイエ・ムラをとらえるなら、それはかなり変化して来ている。しかし家族形成の面では崩れていないという実情があり、ヨーロッパの場合、近代家族は核分裂したと言われているが、日本の場合、現代でも同居家族が相対的に多く、都市に比し農村では直系家族形態が形として残っている。それはイエに規定されたものか、それとも日本的な形の親子関係が強いのか。近代家族が変わっていく中で、日本的に修正、modifiedされるという、そこが問題であって、むしろイエ的なものは無視できない、と提言したつもりである。しかし一方、農村の直系家族も、中身はかなり近代夫婦家族に近い構造をもっており、先程の土地利用の問題でも、イエ的な要素を残しながら近代的な要素がかなり混入した家族が話し合いながらやっていくという形であろう。Ideal typeとしてのイエからはかなり変質した形で、近代家族的要素を混入しながら、

しかも日本的な形をとる。それは、イエというよりむしろ家族と表現したほうがよいものである。イエという表現と家族という表現とを使い分けているが、伝統的な、モデルとしてのイエからは、ずっと変わってきているのではないだろうか。」

松本会員からは、「これまでの村落研究を見る中で、私は基本的にはイエの研究、ムラの研究が、現代の農村の変化をとらえるのに必要不可欠である、ということを前提としている。ただ、一九七〇年代以前と同じような研究の仕方ではなく、それ以後の日本の新しい面として吟味すべき対象と、あらためて論議する必要とを提起したのであって、決してイエ・ムラ論を卒業したわけではない」との反論があった。

徳野貞雄会員は「ひとつの大きな変化をとらえる場合、三〇年代以前ならイエとかムラとかをスケールとして構造的に分析していい。しかし、個別化は進んでおり、農民の行動様式は、生産様式や経済行動などの部分では近代的、日常生活では一定の限界性、定着性という封鎖的な世界をもつというズレがある」ことを前提に、現代農民の行動様式をもっときちんと押える必要があるのではないかと提議した。同会員が調査した過疎山村の事例から、高齢夫婦世帯と、山を降りて世帯を構えている息子との関係で、将来「ムラをとるのか、家族をとるのか、その行動の基準は何か」を問うには、「かつての日本の経済社会構造、生産段階に規定されたイエ・ムラ論は、シフトしていかなければ、現実に対応できないのではないかと提議した。これには光吉会員が、「私は個々人の行動様式まで調査したことはないが、ある村で、子どもが他出した老夫婦だけの世帯を対象に調べたことがある。それを見ると、一見核家族形態であ

るが、日常生活や経済援助など、いろんな点で、別居している長男の家族に集中している。二、三男へは、長男に比べると依存が少ない。やがてはまた元の村へ戻るといふ予定まで調べたが、形のうえでは近代夫婦家族であっても、中身はイエに近い。私はそれを「修正イエ的家族」と呼んだが、直系家族が近代化の方向に向かっていくと同時に、分裂した家族の中にも伝統的な要素がかなり残っている」ことを明らかにした。これに対し高橋会員は、「親子世帯が遠くに別居している世帯でも、実はつながっている。これは「修正」と呼ぶより、「拡大直系家族」とでもいうような概念に考えられる。夫婦核家族と直系家族の間にはいろんな中間段階の家族形態が考えられ、その中間形態として現れてくる家族のあり方を、もっと意味あるものとして積極的に概念化する」ことを提案した。

二 土地所有について

ついで磯辺俊彦会員から、土地所有の問題とイエ・ムラ論の変化との関係について質問が出された。

松本会員は、「戦後の村落研究を追い続けるなかで、共通認識が得られていないものにムラという言葉がある。ムラの解体という問題があった時期には、ムラ⇨村落共同体⇨村落という等式が描き出されたが、いまは有効とは思えない。ムラという言葉の中には近世的なものを残しながら、近代化の中で近世的なものが崩れていく過程が一方にある。それをなお「家族経営を基盤とした関わりが作り出す社会関係」と理解すれば、そこに出てくるのはむしろ村落という言葉で、現在の農村では、村落という言葉は有効で説明がつく。ムラという言葉には共同体的土地所有の問題が絡み合っており、村

落という言葉を使ったときに、そういう共同体につながるものが失くなっていくかという点、そうとも言えない。依然として曖昧性を残している。共同体的な規制を考える以上ムラという言葉になってくるが、共同体的規制が弱くなっていく、いまの生活の中で比重を落としている場合には、村落という言葉を使った方が混乱しない方がいいのではないかと思う。土地所有の問題は、たとえ私有地であろうとも、村落の枠が持続している限りは、一定の共同管理あるいは保全というものが持続していくであろう」と説明した。

光吉会員は「家族と土地所有は、家産・家業の継承という形で関係してくるが、いま近郊農村では、家産ではなく資産となって、合理的にどれだけの価値があるかという意味になってきている。先祖代々、家業の継承ということも崩れ、イエでは説明できない構造がある」ことを示唆した。これに対して高橋会員から「日本のイエ観念は所有を基底として結合している。土地所有の問題は、家産、私有財産、生活手段などと意味が分散してきてはいるが、変化しながらもイエの問題、イエの所有を考えなければ、日本農村の再編成は考えられない」との発言があった。

また、北原淳会員からは、構造分析から運動論的な論議に傾斜しているという指摘と、「近代化から現代化という軸の設定」の必要性が提言され、徳野会員からは「日本の農業の中で、コメの位置づけが変わったことにより、果たして土地所有がかってどのような意味合いを持っているか。生産内容の変質と連動して変わってきていると思う」と疑義が出された。

三 国際比較について

長谷川昭彦会員から「各国にはそれぞれ歴史があり、ある時点、あるいは家族形態をとり上げて比較すること」への疑問が呈示され、「例えば、資本主義というものさしで、その発達段階や変化に視点を据えれば、かなり比較できるかも知れない。かつてのゲマインシャフト・ゲゼルシャフト概念のような、国際比較においても、普遍的で万国共通の社会発展の理論ができないものだろうか」という壮大な問いかけがなされた。

これには、交野会員から「家族形態による比較は、従来の農業経営の経営体である家族経営が危機的状況にあるという認識から行われるのではないか」という補足と、杉岡直人会員からは「異質なものの同時的な共存を理論枠の中に入れること」と、直系家族・夫婦家族の類型と典型の整理を行い、「類型概念から典型概念への転化と設定」が必要ではないかとの提案があった。しかし高橋会員は、「例えば発展途上国で、家族という範囲を親族組織のどこで切って、核家族、直系家族とするのか。欧米感覚で家族を切っても、それらは決して普遍的に適用できる概念ではない。日本の場合でも形態は同じでも中身はそれぞれ違う。類型をどの段階で設定するのか」と反駁した。

河村能夫会員は、国際比較が、イエ・ムラ論について「現実の世界をどこまで説明できるのか」というvalidityの問題に迫り、他の社会で構築されている仮説や理論との比較で相対化される「点を指摘した。さらに鳥越皓之会員も「国際比較のメリットは、図式的なものに対する反省というのがある。例えば一九七六年ごろの韓国のセマウル運動を考えると、住民たちが組織化して行政に対する要求機構をつくるという、コミュニティづくりになっている。イエ・ムラ

が近代化に対立するものという図式を置いていたのが、それを他の国で見ると、近代化を超えていたりする」ことを強調した。

最後に、司会者は「比較という媒介をとって、日本の社会が見えるという側面がある。従来われわれが図式的に見ていた、あるいは用いていたスケールを相対化することで、新たな方法を生み出すきっかけになり得ればと思う。イエ・ムラ論の限界性を検証し、それを改めて問い直すことができれば」と、論議をしめくくった。

(テープ録音不調と紙数のため、会員各位の貴重な発言の多くを割愛せざるを得なかったことをお詫びいたします。 木村 都)

東北地区研究会

日時 一九九一年四月二七日

場所 東北大学文学部大会議室

村落の段階規定と生活互助

松岡昌則

一 村落の段階規定の考え方

私に与えられたテーマは村落の段階規定をどのように考えるかと

いうことであるが、村落の段階規定は、段階を構成する要素を何に求め、村落をどう規定するかによって異なることはいうまでもない。たとえば、土地所有による農民的性格の変質から段階規定するとか、農業生産力構造、農業経営形態の変化（他産業従事、機械化の進展、共同作業の変化等）、生活時間空間の変化、農業労働力の質的变化等々から村落生活の時期的変容を問うことなどが考えられるが、ここでは、戦後村落の動きを互助の変化から考えることにしたい。つまり村落の変化は、住民にとっては社会関係の改編の過程であり、ここではそうした村落における社会関係の錯綜を、生活の必要にもとづいてつくりだされ、機能している互酬的な関係⇨生活互助の関係と位置づける。したがって、段階を構成するものとしては、生活互助（保障）の対象と内容および程度から考えられるが、その場合、互助の必要の中身の転期（例えば査の普請や入札を行わなくなった時期等）はあるが、それぞれの総合としての村落の段階は構成しにくく、その意味では段階をはっきりと区別することは基本的には困難であることをあらかじめおことわりしておきたい。

二 村落の変容と互助のシステム

以上のことを前提としたうえで、戦後村落における互助のシステムを、(1)村落の全体としての対応の変化、(2)家関係での互助の変化、(3)近隣組織・関係の変容、(4)村落内諸集団の変化から考えることにしたい。村落の段階規定はこれらの組み合わせによるシステムの変容ということになる。

まず、(1)村落住民の全員に関わる場面における村落の全体としての対応の変化については、基本的には個別充足の度合いの増大およ

び対応の小範囲化での分担として理解することができる。現在の個別的な対応が困難な場面は、農業生産活動の一部、全員を対象とする行事、自治体行政の対応による生活条件の整備にともなう生活環境整備場面等に縮小され、また、運営の変化として重立支配の大幅な後退と民生的運営が行われ、寄合や集会に施設利用の増加があらわれている。その他作業協同の減少や小範囲化もあり、全体として規制力の減退は否定できない。それは、個人や家の生活を補完するための協力の場を村落に依存する度合いの減少を意味し、個別充足を増大させていることと関係している。ただ、それらの形式としての輪番、平等な参加、担当（作業の分担）の明確化、人足の決定等は依然として村落の取り決めによることが多く、村落としての決定権の必要はある。

次に、(2)家関係での互助の変化については、家の生活を大きく保障してきた同族（団）からシンセキへの変容を指摘することができる。これは若干の同族機能を残しながらも、親族結合の双系化にもなう本分家関係と姻戚関係の混交において互助が行われるものであり、農作業の協同や家行事の励行、日常の行き来にあらわれている。現住家族員に対する関係での互助であり、歴史的同一性の後退である。したがって、このシンセキによる互助は、村落内通婚がほとんどなくなった現状では、世代の経過によるシンセキの継続性に問題は残される。

(3)近隣組織・関係の変容は、村落規模や互助の基本的な関係を何に求めているかによって大きく異なるが、大まかには村組織機能の減退と近隣組織機能の比重の増大と理解することができる。それは現在における互助が日常接触を前提にして行われることが多いことから、

村落規模より小さい範囲での対応において、役割と平等に分担するものとしての近隣組織機能が顕在化している。さらに、トナリとの関係も重要性を増大させている。トナリはもともとインフォーマルな関係であるが、定型的な組織や互助の形式が確立していない場合、フォーマル化していく(例えば大瀧村における向こう三軒両隣のつきあいのルール化)ことや、高齢者家族にたいする近隣の配慮等に個人的感情以上のものがあらわれてきているとみてよい。ただ、もちろんこれはシンセキとの相補性で移行すると考えられる。

(4)現在における村落内諸集団は、日常の楽しみや親睦、住民の相互理解、互助をつくりあげる大きな条件として機能している。これらは輪番と全費の持ちよりや日取りの決めかた等、平等な参加と自由な活動を保障している。これらは互助そのものではないが、仲間の確認を通じた精神的な補完としての意味はますます増大するとみてよい。

この他、村落における互助として個人的な関係において行われるものもあり、その部分が増加していることも、村落のぐるみ対応の減退であるが、世代の幅はごく狭い。

三 生活互助の変容

さて、生活互助の変容について、これを互助の(1)内容、(2)対象、(3)程度(深化)のそれぞれについて、①個人の生活の要求を他との関係で充足するもの、②家の生活を他との関係で充足するもの、③村落との関わりでみると、(1)互助の内容の変化は、社交欲求の拡がりにもなう個人の生活の要求を他との関係で充足する部分は増加しており、また、農業生産場面における草木の不必要、田植機への

移行による田植え共同の減少、農村生活場面における薪の準備のための互助の解消、普請をめぐる互助の大幅な減少、日用品の貸し借り、婚葬や家行事の手伝いの変化等々としてあらわれ、ものを介した互助場面は縮小している。さらに互助の村落との関わりも減少し、残っているのは農道の維持管理、水利の維持管理(水利組合)、緊急時の対応等となっている。

(2)互助の対象の変化については、①個人の生活の要求を他との関係で充足するものに同年代、生活時間の共通性に収斂する傾向があらわれ、村落内諸集団の再構成が試みられている。②家の生活を他との関係で充足するものは、家行事については、婚葬、普請、緊急の手伝い等の同族団からシンセキへの移行、農業経営(耕地や農業機械の貸借、共有、作業・経営委託等)についてはシンセキを残しながら友人の顕在化がある。これに対して、③村落との関わりは、現代に必要な生活維持・保障の全員参加の形式やムラに頼り出ることの形式性、あるいは下位体系(近隣組織が主)への委譲の増大等、全体として保障対象としての村落は後退している。

(3)互助の程度の変化については、①個人の生活の要求を他との関係で充足するものは家や村落による保障程度の減少にともない、重要性と比重を増大させる。②家の生活を他との関係で充足するものは、家経営や家行事の励行における最小限の互助に限られるようになっていくが、持続性をもたせる努力ははかられている。③村落との関わりは、個別的充足の限界の上での関わりに縮小され、その意味での限定化があらわれている。それは緊急時における第一次対応、共同消費手段の維持向上や村落生活の維持を全戸・全員に課する形式と規定性の存在等にみられる。

四 今後の生活互助の課題

現代の村落生活が、以上のように個別充足の度合いを一層増大させてきているなかで、村落生活の中での孤立化を防ぐために村落生活の個別化に対抗する新たな互助の形成が求められている。農村における高齢者（家族）の増大による必要にとどまらず、住民のなかから地域を見直す姿勢と活動の芽生えを多くみることができると。それらは個別的な解決の限界にたつて、住民の生活課題を共同で解決しようとするものであり、定住努力であるが、さまざまな活動がなお村落住民の個別的な活動である場合も多く、より統合的な組織的活動として再編される必要がある。そのために、例えば、異世代関係の形成が課題となるであろうし、また、互助のつくりあげ方としては、住民の身近な範囲の人びとからより広い範囲につながる方向が考えられる（例えば大瀧村の場合、住民の互助協同が日常接触としてのトナリ向こう三軒両隣りから通り、そして住区へと向かいながらつくりあげていることは参考になる）。

五 村落の段階移行と組織目標

以上のように戦後村落を考えるならば、現代は村落としての組織目標の模索期といってもよい。村落の組織目標を、住民がみんなで見ざしてきたものと考え、昭和五〇年代中期以降からの組織目標の喪失が顕著になる。戦後しばらくは住民の生活を維持し向上させるための対応がみんなの問題として意識的にとられてきた。戦後の民主的運営への転換努力、生活改善機能集団・新集団の簇生、新しい農業の生産（組織）の模索、これらはそれぞれの時期における

要求を意味し、同質性を基礎とし、共通感情にもとづく互助が行われてきた。それが兼業の深化や生活様式の変化にともない、互助の縮小や村落の統合性が弱まる（昭和四〇年前・中期における組織目標の喪失）。そしてそれに対する反省から伝統芸能の復活の動きにあらわれたような四〇年代後半から五〇年代はじめの組織再編が行われるが、その後の動きは停滞している。その後現在までは村落としての組織目標の模索期にあると考えられるが、近年の農業に対する外庄や高齢者家族の増大が新たな村落再編を求めている。

いずれにしても戦後農村における互助から村落の段階規定をするならば、大まかにはぐるみに組み込まれていた時代から村落内集团的互助へ、そして自由性の獲得と生活目標の違いに生じる個別化あるいは相対的互助の方向へ、さらに現在の新たな共同性の模索へと動いているといえる。この現在の動きは、個別充足を残しながら（農外就業や購買等の外部機関の利用等）、また相対的互助を基本としながらも、分断され続ける個人を仲間として再編成しようとするものであり、村落のなかでの孤立を避ける要求ともいうことができる。

〈討論要旨〉

当日の録音が不調であったため、不十分なメモと記憶に頼らざるを得なくなったが、討論の流れは大略つぎのようであった。

参加者の関心は、生活互助のためのシステムとして挙げられたそれぞれについての理解、諸互助システムの段階的な変遷の状況、互助システムの段階と村落展開の段階との関連性、の三点に集中して

いた。討論は、第一の諸互助システムの吟味から始められた。

まず、「親戚」と規定されるシステムの範囲や世代的な幅はどれぐらいか、親戚意識や機能はどのようなものかについて、報告者は「親戚」とは本分家関係、姻戚関係の両者を含むが、その範囲がどこまでかは一律には定っていない。村での生活の必要に応じて各家ごとの判断によって親戚つき合いの範囲が決まる。本分家・姻戚が少なくは関係の遠い家まで入り、多いと近い関係の家だけになる。多くは村内、近村の家であり、葬式に必要な人数は村内の親戚で確保するという程度の数であると説明した。さらに、「同族団」と「親戚」の区別について、「同族団」とは社会学でいうものと考えよく、本分家・従属関係を軸とするが、現在では同族的祭祀もなく、村人も同族団意識を持っていない。本分家という意識だけはあるが、これは親戚関係の中に包含されていると述べられた。

つぎに新しい互助システムとされた友人関係につき、現代の友人関係と昔（ex明治）の友人関係の異同、あるいは親の友人関係と子の友人関係の差違やギャップはどうなるのが問題となった。これについて報告者は、友人となる契機の違いによって範囲も年令幅も違い、それが機能の違いとなろうと答えた。現代の友人関係が進学の関係で同級生、せいぜい同窓生という関係を中心としているに對し、昔は青年団仲間、あるいは村での生産、生活を契機とする友人仲間があり、年令幅も大きかった。しかしこうした違いのため、現在の友人関係が村のことに對して関心を持たないわけではなく、三〇代、四〇代になると、そのグループが村に影響を与える例も多いという発現があった。また友人関係は村を越えて広がるかという点について、報告者は、村を越える友人関係はやがて解体・再編され、

村内中心になる傾向があると述べ、それが村内でもバックアップを受けられる条件であるとした。この友人関係は、家意識も近隣意識も薄く、したがって親世代の友人関係と子世代の友人関係は別個で、衝突することもある（ex生産組織をめぐって）と発言があった。

なお、ここで報告者がいう村とは、行政町村か集落かという確認がなされたが、報告者は、集落、いわゆる部落を考えていると答えた。しかしこれについては、生産組織などが集落内に収斂したり、減反の集団転作が集落単位として行われる傾向もあるが、親戚・友人関係は集落を越えて拡がるという指摘もあり、その場合の互助機能のありかたが議論された。

つぎに第二の互助システムの段階的な変遷について、戦前期は「ぐるみ型」相互扶助が続いていたと考えてよいか、また戦後の互助システムはどのように変わったと考えられるか、が問題となった。これについて報告者は、戦前にも個別的互助がなかったとはいえないが、生活を律する仕組みは、村（部落）の仕組みであり、その意味で村規範の枠内での「ぐるみ型」互助が支配的であること述べた。ここで戦時での互助は、建前は村の共同互助性を強調しつつ、実態は国家体制の末端として隣保組織の統制に変わっていると指摘があった。これが親戚を軸とした互助システムを弱めた面も大きいのである。また互助の内容については、戦前期を通じて、農業生産面での互助は低下して貨幣を媒介する関係が強まったのに対し、生活面では依然として互助機能が生きていた。それは、都市と対比した場合、村に住まわねばならぬという使命感があり、そのための定住努力がこうした互助機能を持続させるものと考えられた。この定住使命感について、報告者は、家産があるためというより、村の一員、村社会

のなかの家という意識のためであるとした。

なお、ぐるみ型互助と個別相對型互助の意識について、両者は段階的に區別されるものでなく、それぞれの段階の課題に応じて、つねに集落・組織・家がからみ合つて対応しているので、家を離れた救済システムは、行政や資本の機能（社会保障や保険システム）となり、互助という概念と異なるのではないかと指摘があった。さらに、平等・対等な「ぐるみ型」互助があるとすれば、それは近代的なもので重立層の支配の弱体化と関連するのではないかと疑問も出された。重立層の解体は、農業生産構造や町村行政機能の強化に由来するもので、そこに新しい互助の意味が生じていたと考えられる。

最後に、資本（企業）と村落的互助との関連をどうみるかという質問があつたが、互助機能は資本活動に対抗するものであつて、資本が互助システムに関することはないだろうとされた。

総合的な意見として、報告者は、従来のイエ・ムラ理論から出発して、個人・家・集落の互助機能をみたが、現代のように行政町村の意義が大きくなつているとき、集落（ムラ）を越えた互助機能を考える必要があると、また、行政政策や、農協などの保険的互助をどう位置づけるかも考えるべきこととされた。

（文責 山内 太）

去る四月二〇日に中部・近畿地区研究会で行われた辻井博「国際比較から見た日本農業の危機」の討論要旨を、以下掲載いたします。なお、辻井報告については「研究通信」一六五号をご覧ください。

〈討論要旨〉

討論は河村会員の司会によって行われた。辻井報告の主張が、今のコメ自由化論議に対する、コメを公共財として性格規定する立場からの批判が中心であつたため、かかるアジアのコメ作りが単に市場原理だけによって理解されるのではなく、公共財的な存立条件にあることの意味についての質疑から始まつた。

まず、北原会員からは、公共財としてのコメ作りの捉え方は、食糧の安全保障や高齢農家の雇用確保といつた今日の政策理念といかに関わるのかとの質問があつた。これに対して、辻井氏からは、コメ作りには公共的役割が本質的にあり、それはまず価格の安定と供給の安定が計られることであり、そうした社会的利益にともなつて、景観保全、あるいは土壌保護さらには保水機能といった「外部効果」が重視されねばならないとする報告での主張が補足された。そして、こうした公共性は、市場性に委ねることではなく政府が介入して達成されるべきもので、その点においては社会保障機能をも併せ持つものと主張された。

次いで、松本会員からは、アジアの米作りに関して自給的性格を強調した報告に対して、現在の日本農業・農村の問題状況の把握から見た質疑が提出された。すなわち、戦後日本の農業基本法以後に示されてきた方向のなかで、現実には専業農家・一種兼業農家の激減、それに加えて非農家の拡大、農外依存の増加という状況は、コメ作りを中心とした農業の自給性の原理とは必ずしも相入れない条件下にある。その点に着目すれば、アジアにおける農業の自給的性格として一括できないところの我が国独自の構造要因があるのではない

だろうか、あるいはアジア農業の自給性と日本の自給性の原理は異なるものなのか、またそれは一九七〇年代といったある時期を画して分かれてくるものなのかといった質問であった。

討論の中心的論議はこの点について行われた。右の松本会員の指摘に対して、報告者からは、我が国の農家にとってコメは、現実には兼業であれ、減反ではあったとしても、自家消費を優先するという自給的性格は存続しているのではないかと発言があり、また河村会員からも、コメには私的財ではない公共財としての主観的意味づけがたとえ近郊農家の中でさえ存在するのではないかと意見があった。これについて、北原会員は、アジアの国々、とくにタイなどは、日本における家族制度に関するようなファミリー・ファームの原理が異なっているのではないかと点が指摘された。

さらに加えて、松本会員からは再度、報告でのアジアの自給的原理、コメの公共財的性格の二点でもって、この二〇年にわたる日本農業・農村の崩れている現実をいかに説明し得るのか、そのためには何かプラス・アルファの説明原理が必要ではないか、との発言があった。だが、その点については討論は展開せずに質問者の問題提起にとどまった。他には、河村会員からの、報告についてのコメ自由化以後の価格予測に対する質問、また木村会員からは、コメ消費者の立場から、コメの自給性、公共性を維持しながらも価格を下げることは可能なのかとの発言があった。これについては、借地農業で規模拡大している現在の事例をひき、その将来への可能性が報告者より回答された。

以上が討論内容の要旨である。このように論議は多岐の点にわたったが、基本的な方向は、アジア農業の自給自足原理と、コメの公共

的生産メカニズムの二点に対して、そのことの日本農業における特性をいかに把握するかという点について、また後者については、現在の農村における公共性のもつ意味の変化あるいはその存続条件についての論点に集中していた。しかし、討論では、報告内容が現在のアメリカの対日自由化要求の課題に対して、その批判的論点を提示することにやや傾斜していたために、アジアの中での日本農業・農村の位置や特質といった国際比較の本来的課題が十分に深化されず、今後の論議に持ち残された。また、もう一方の高度成長期以後の現在の農村の問題状況からする意見も、問題提示以上には、新たな展望が論議されることには至らなかった。国際比較といった場合の基準設定の困難をいかに克服し、加えて、異なった学問分野によるそれぞれの微妙な視角の違いをいかに有機的に関連させるかは、今後の課題となるであろう。

(文責 山本正和)

書評

相川良彦『農村集団の基本構造』

庄司俊作

現在の(というよりは、ここ十五年間余りの、と言った方が正確だが)社会科学を取り巻く重要な特徴の一つは、強大な影響力を誇った「近代化論」的思考パターンの急速な権威失墜にあることは誰しも認めるところであろう。わが国では、農業・農村研究はまさしく近代化論の権化の位置を占めてきたから、近代化論の衰退は即、研

究者の減少を含め研究そのものの退潮という由々しき事態まで引き起こしている。もちろん近代化論の破綻は農業・農村研究の意義の喪失を意味するものではない。新たなパラダイムの下で、どのように農業・農村研究を行うべきか。これが、私たちがいま抱えている課題である。

まずこのような意味から、評者には、相川良彦氏のこの著作は非常に刺激的であった。氏自身はこの本の中で近代化論という言葉は一度も使っていないように思うが、氏が強く批判の対象として意識しているのは結局、これであろう。例えば「家」の問題。従来「家」は封建遺制と捉えられ、「家」からの解放が社会科学の重要なテーマにされてきた。ところが、高度経済成長期以降一転して「家」の解体が主張されるようになった。問題状況は村落論と同じであるが、氏はこのような見解に対し懐疑的であり、本書において異なった見方を具体的に提示しようとしている。なお、副次的なことであるが、研究史に対する氏の姿勢にも好感が持てた。一口に近代化論といっても、その考え方の内容は年代によって変化し、また論者によってニュアンスが異なるなど、さまざまである。これに対して、氏は近代化論と一括するような乱暴なことはせず、序章や各部の冒頭において諸説の問題点を自説に引き付け簡潔、的確に整理している。

「家」や村落が農村社会学で占めてきた位置からしても、この作業は並大抵ではなかったと考えられるが、本書の研究史整理は、農村社会学の生半可な知識しか持たない評者などには、まとまりのある農村社会学批判として有益であった。

本書の課題は、農業生産に関わる三つの基本的な集団、即ち、血縁集団としての家族（「家」）、地縁集団としての村落、機能集団

としての生産組織を取り上げ、それらの社会構造をおのおの明らかにすることにわかれている。三つの集団を各部に分け、さらに第I部の「家」の問題を論じた後に、土地をめぐる社会関係を論じた第II部を入れて全部で四部構成、そして各部をそれぞれ章に分け、序・終章を含め実に二一章からなる五百頁近い大著である。本書の主張点を限られたスペースで万遍なく要約することは、およそ不可能である。相川氏の意図の過半を切り捨ててしまうことを恐れつつ、評者にとってくに印象深かった点についてだけ以下触れておきたい。

相川氏の主張でユニークなところは、何と云っても「家」や近代村落などの範疇規定であろう。氏によると、「家」は、商品経済の進展のもとで、地租改正をはじめとする明治初期の諸改革により私的所有権が法認された土地を、血縁により生来的に形成される家族が家産として集団的に保有することによって確立する。また、村落は、独立した社会的・経済的単位である「家」相互の並立的関係のもとでの利害調整の場、である。それは、血縁の絆をもたず、経済の共同がないため、基本的に移ろい易く打算的で競争的な社会関係である。また、村落自体は物的基盤を欠けていることが多いので、結合度は緩やかである。これらの結果、村落は「家」相互の社会関係の安定・和を志向し、また構成農家の共通利益を追求、実現することで結集力を強める、というのが氏の基本的な理解である。生産組織に関しても独自の捉え方をしているが、省略する。

従って、「家」や村落は資本主義の展開によって一路解体するような集団ではなく、前者は生きた組織および規範として生成し存続すること、また後者は商品経済の進展に伴う村落社会関係の近代化、構成農家の自立化や異質化などによってむしろ組織的活動を活性化

する、と理解されている。

相川氏はこれらの主張を、個別農家の一世紀半の歴史、農家相統、「家」意識、農民女性の経歴と「家」意識、村落社会構造や村落活動、村落の合意形成過程等多様に分析しながら展開している。歴史的变化を見、また地域比較を行うなど、氏独自のアプローチがとられている。具体的な実証は緻密であり、統計学やアメリカ社会学の手法が自由に駆使されている。とくに生産組織を分析した各章においてその印象が強いが、経済学的分析と社会学的分析の総合が図られ、氏の議論を特色あるものにしていく。

「家」や村落に関する氏の理解のインパクトが強すぎるため、読み手も氏の大枠の議論について目が行きがちであるが、本書の価値は実証によって提示された数多くの重要な事実にもある。とくに、相統形態を基準にみた時、「家」の堅固さは、低生産力の畑作地域（鹿児島県）で弱く、水田地帯で強かったこと、また、水田地域の中では、労働集約的で高土地生産力地域（佐賀農村）より、粗放的で低土地生産力地域（山形農村）が強かったこと、さらに、農村の都市化と村落との関連の問題として、兼業化は村落構造の堅固さを維持させ、混住化は弛緩させること、などの発見は、重要である。

本書が従来の農村社会学に対する積極的な挑戦を意図した作品であることは以上から明らかであろう。農業・農村研究の新たなパラダイムが打ち出せたかどうかはともかくとして、「家」や村落そのものに深く沈潜し、その論理と機能を具体的に明らかにした本書は、少なくともそのための有効な一歩を刻んだことは確実である。今後本書のような業績が数多く積み上げられない限り、農業・農村研究の大きな飛躍は望めないだろう。

しかし一方、本書を読んで疑問に感じた点もあった。とりあえず一点だけ述べる。それは、相川氏の「家」や近代村落の規定に関してである。上述の通り、氏の規定の核心は、「家」の確立や村落の存立を基本的に私的土壌所有に関連づけて捉える点にある。規定は純経済的であり、その点で固定的である。本書の全体的な印象であるが、「家」や村落の存続の側面が実態以上に強調されているように思われてならなかった。確かにそれらは今でも解体しきってはいないが、高度経済成長期以降激しい歴史的变化にさらされたことも間違いない。この実態を全体的かつリアルに捉えること、そしてそのための「家」・村落論を用意することが必要であろう。この問題点は相川氏も十分に自覚している。氏は「はしがき」で、何が維持され、どの部分に変化が起きるかを問題にし、具体的な実証では両面を扱ったけれども、全体の論議としては維持され残る部分を本質的とする見方にやや傾斜して集約しているように思う、とわざわざ断っている。しかし問題は、単なるまとめの技術ではなく、氏の「家」・村落論から派生しているように思われるのだが、いかなるものだろうか。

「家」や村落の問題に関連して、評者にはずっと気にかかっていることがある。それは、農業経済学や農村社会学において以前、「家」や村落の存続を日本資本主義の後進性、商品経済の未発展から説明することが有力であった。ところが、そうした後進性や経済発展の限界を払拭するはずの高度経済成長が実際にもたらしたものは、「家」や村落からの解放、農民の社会的・政治的解放、農村の民主化どころでなく（そのような側面もあったが）、農民家族や農民の地域的な結合の解体とさえいわれる事態であった。また次のよ

うに言い換えてもよい。即ち、わが国においては、高度経済成長のもと、「家」や村落の解体的状況といわれる事態の中で、はじめ「家」の重しや村落の抑圧的作用から農民がかなりの程度解放されることになった。このことをどのように理解すべきか。このような単純な問題の中に、意外と、新たなパラダイムの形成への重要なヒントがあるかもしれないという予感が評者にはある。評者は本書が具体的に示した多くの情報を吸収しつつ、この問題についてさらに考えていきたい

(御茶の水書房・一九九一年・四八二頁)

一九九一年度 第五回運営委員会

日時 一九九一年七月十三日

場所 徳照館第一会議室

出席者 鳥越皓之、河村能夫、満田久義、長谷川昭彦、交野正芳、松本通晴、磯辺俊彦、杉岡直人、北原 淳、徳野貞雄、光吉利之、清水由文、藤井 勝、金 相圭、西村 卓、庄司 俊作

報告

一、宿題委員長の選出等について

北原淳会員より、六月八日、中部・近畿地区を中心に宿題委員の会合をもち、共通課題について、「日本農業・農村研究の課題を

求めて——家族経営危機の国際比較・環境問題・農業危機・集落機能の接点としての家族経営危機——と具体化したこと、また宿題委員長については北原会員が当たることを決め、各地区の宿題委員に連絡をとり、了承いただいたことが報告された。

二、大会自由報告の申込状況について

事務局より、目下三名の会員から大会自由報告の申込みがあること、八月十六日の締切りまでにはまだかなり増える見込みであることが報告された。

三、『年報』の原稿枚数について

長谷川昭彦会員より、『年報』の原稿は、自由報告四百字詰原稿用紙六〇枚、課題報告同八〇枚が目安になることが報告された。

四、次期事務局について

関西学院大学にお願いすることが確認された。

五、一九九二年度大会について

熊本県で開催予定であり、米沢和彦会員と黒崎八州次良会員で協議をお願いする。

審議

一、一九九一年度大会について

黒崎会員より、大会要領について提案があり、了承された。

二、一九九一年度共通課題について

北原会員より、運営委員会の前に行われた宿題委員会の報告とあわせて、一九九一年度共通課題の具体化と報告予定者について提案があり、了承された。

三、大会の持ち方について

大会の運営事務について、宿題委員会・大会事務局・研究会事務局に一任することが決定された。

四、第八回国際農村社会学学会議について

高橋明善会員より、会議の予定、報告発表者の状況、テーマ・セッション形成の状況、その他アジア支部のネットワークづくりに関する取組みの状況などが報告され、村落社会学研究会が国際農村社会学学会に団体加入すること、また高橋会員をセッション・オルガナイザーとして村落社会学研究会がセッション形成のために積極的に取り組むこと、さらに長谷川会員を中心にアジア・ネットワークづくりに取り組むことが確認された。

村研年報第二八集 自由投稿の原稿募集

村研年報編集委員会

一九九二年（平成四年）発行の村研年報第二八集の自由投稿の原稿を次の要領で募集致しますので、ふるってご応募ください。

記

一、募集期日 一九九一年十月十一日の村研大会最終日まで

二、応募方法

（一）論文題名

（二）応募者の氏名

（三）連絡方法（住所、電話、勤め先など）

（四）論文要旨（四〇〇字、八〇〇字程度）

ただし、大会で発表された場合は不要。

以上の事項を適当な用紙に書いて提出して下さい。

三、応募先

村研年報編集委員会事務局 吉沢四郎

（〒二五二一〇三）八王子市南陽台一―八―一六

電話 〇四二六―七六一―八四六

四、備考

自由投稿には、自由論題と研究ノートがあります。その決定は編集委員会が原稿を査読の結果行ないます。

会員異動

〈新入会員〉

宇佐美英樹（京都橘女子大学嘱託講師）

足高 壱夫（関西学院大学大学院社会学系研究科）

田島 昇（桑折町史編さん室）

藤川 賢（東京都立大学大学院）

〈退会〉

森河興三・富永静枝・諏訪園岩雄・雪江美久

〈所属・住所変更〉

中澤進之石（株式会社エムヴィーアール）

小澤 園彦

後藤 範章

高田 滋

田中 正己

脇田 健一

〈住所不明〉

以下の方の住所がわかりません。ご存知の方は事務局にご連絡ください。

竹安栄子・谷田部武男・佐藤直由・熊川富男・田口正己・西村雄郎

〈お詫び〉

『研究通信』一六四号でお知らせした松井克浩氏の住所の郵便番号は九五〇―二一の誤りでした。また同一六五号の住所変更で、関順也会員のお名前を関井順也と誤記いたしました。訂正いたしますとともに、両会員にお詫びいたします。

〈訂正とお詫び〉

『研究通信』一六五号に掲載いたしました牛山敬二氏の「ポールランドの家と村」に誤植がありました。

(誤)

三七頁上段十行目

総数二十四戸のうち十三戸の農家が私たちの調査に快く応じてくれた。

(正)

総数二十四戸のうち二十三戸の農家……………。

右のように訂正いたしますとともに、牛山氏にお詫びいたします。